

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【事業年度】	第13期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド （旧社名 株式会社みんかぶ）
【英訳名】	MINKABU THE INFONOID, Inc. （旧英訳名 MINKABU, Inc.） （注）2018年9月25日開催の臨時株主総会の決議により、2018年11月1日 から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瓜生 憲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町三丁目29番1号
【電話番号】	03-6867-1531（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 CFO 高田 隆太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町三丁目29番1号
【電話番号】	03-6867-1531（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 CFO 高田 隆太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期
決算年月	2017年3月	2018年3月
売上高 (千円)	1,545,286	1,681,050
経常利益又は経常損失() (千円)	85,328	71,270
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	1,408,086	200,229
包括利益 (千円)	1,413,192	195,280
純資産額 (千円)	839,035	-
総資産額 (千円)	2,810,585	-
1株当たり純資産額 (円)	19.69	-
1株当たり当期純損失金額() (円)	153.11	18.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	29.85	-
自己資本利益率 (%)	-	-
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,180	115,529
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,983,368	901,498
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,723,850	368,225
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	65,681	460,422
従業員数 (人)	115	-

(注) 1. 当社は、第11期より連結財務諸表を作成しております。なお、第12期については、期中に全ての連結子会社を吸収合併、清算、又は売却を決議したことにより、2018年3月末において連結子会社が存在しなくなりましたので、連結貸借対照表を作成しておりません。そのため、第12期の純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率及び従業員数については記載しておりません。また、第12期の損益及びキャッシュ・フロー計算期間には、2017年4月1日から2018年3月31日までの12ヶ月が含まれております。詳細は「(2) 提出会社の経営指標等」をご参照ください。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第11期及び第12期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。なお、当該期間において、該当する出向人員はおりません。また、臨時雇用人員数(パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む)については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

7. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額()を算定しております。

8. 第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第12期の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しておりますが、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 当社は、第11期末において、従前のメディア事業の海外展開及び海外市場への上場計画について、ターゲットとしていた海外IPO市場の停滞及び国内ソリューション事業の急成長による国内市場での成長可能性の確度の高まりを受けて見直しを行い、国内市場を軸とした事業展開へと方針を転換いたしました。こうした経緯から、第11期及び第12期には、海外展開整理損失及び海外展開用ソフトウェア資産の減損損失等を認識して特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	712,766	978,739	1,049,656	1,370,375	2,032,532
経常利益 (千円)	78,832	84,428	80,213	109,022	208,434
当期純利益又は当期純損失 (千円)	65,091	66,890	1,322,302	126,731	253,141
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	125,000	156,000	666,000	801,000	1,558,228
発行済株式総数					
普通株式 (株)	96,638	98,438	91,920	96,420	12,977,900
B種優先株式 (株)	-	-	17,000	17,000	-
純資産額 (千円)	950,524	1,078,673	775,915	918,897	2,686,839
総資産額 (千円)	1,568,263	1,980,672	2,522,755	1,985,701	3,926,779
1株当たり純資産額 (円)	10,547.32	11,734.92	26.55	10.49	207.03
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	777.92	730.94	143.78	11.51	22.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	20.84
自己資本比率 (%)	60.6	54.5	30.8	46.3	68.4
自己資本利益率 (%)	9.8	6.6	-	-	14.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	51.63
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	197,485	480,014
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	980,855	525,398
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	363,784	1,620,135
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	460,422	2,035,173
従業員数 (人)	25	31	34	71	85
株主総利回り (%)	-	-	-	-	85.8
(比較指標：マザーズ指数 (配当込み)) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(79.5)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,442
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,031

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。第12期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりますが、持分法を適用した場合の投資損益がないため記載を省略しております。第13期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載を省略しております。第9期及び第10期については、子会社及び関連会社を有しているため、持分法を適用した場合の投資利益に代えて、参考として「連結財務諸表の用

語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成した、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()の推移を以下に記載します。第9期(2015年3月期)65,636千円、第10期(2016年3月期)290,291千円。なお、第9期及び第10期のこれら数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

3. 第11期及び第12期の1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社は2019年3月19日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から2019年3月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第9期から第12期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第11期は連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る項目は記載しておりません。また、当社は、第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期及び第10期のキャッシュ・フロー計算書に係る項目は記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。なお、当該期間において、該当する出向人員はおりません。また、臨時雇用人員数(パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む)については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。第12期の従業員数は、2017年11月1日に完全子会社である株式会社エムサーフを吸収合併したこと等により増加しております。第13期の従業員数は、業務拡大に伴い新規採用を行ったことにより増加しております。
10. 第9期から第12期までの株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
11. 第13期の株主総利回りについては、2019年3月19日の当社株式の東京証券取引所マザーズ上場日の株価終値を基準に算出しております。なお、第13期の比較指標はマザーズ指数(配当込み)を用い、第12期末の株価終値を基準に算出しております。
12. 第13期の最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。ただし、当社株式は、2019年3月19日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当がありません。また、当社は2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の最高株価及び最低株価は、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しております。
13. 第11期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第9期及び第10期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査はを受けておりません。また、第9期及び第10期については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
14. 定款の定めに基づき2018年12月10日開催の取締役会決議により、2018年12月31日付で、B種優先株式17,000株を取得し、引換えに普通株式17,000株を交付するとともに、当社が取得したB種優先株式17,000株は、同日付で全て消却しております。これを受け、2019年1月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付で、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
15. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
16. 当社は、第11期末において、従前のメディア事業の海外展開及び海外市場への上場計画について、ターゲットとしていた海外IPO市場の停滞及び国内ソリューション事業の急成長による国内市場での成長可能性の確度の高まりを受けて見直しを行い、国内市場を軸とした事業展開へと方針を転換いたしました。こうした経緯から、第11期及び第12期には、海外展開整理損失及び海外展開用ソフトウェア資産の減損損失等を認識して特別損失を計上し、当期純損失となっております。

2【沿革】

当社は、「情報の価値を具現化する仕組みを提供する」ことを企業理念に掲げ、2006年に設立いたしました。その後、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2006年 7月	東京都千代田区麹町において株式会社マスチューン（現：当社）設立
2006年 9月	本社を東京都文京区関口に移転
2007年 4月	投資家向けソーシャルメディア型株式情報サイト「みんなの株式」のサービスを開始
2007年10月	「みんなの株式」の基本技術となる、「ポイント算出方法、予想評価システム、及びコンピュータプログラム」の特許を取得
2008年12月	本社を茨城県つくば市天久保に移転
2009年 6月	「みんなの株式」にAIを利用した「株価診断」機能を導入
2010年 2月	本社を東京都新宿区矢来町に移転
2012年 3月	本社を東京都港区海岸に移転
2012年 3月	商号を株式会社みんかぶに変更
2013年12月	本社を東京都千代田区神田神保町に移転
2014年 8月	大手証券会社、金融ポータル事業者向けのB2Bによる金融情報サービス提供を行うインターストラクチャー株式会社（後に、株式会社エムサーフに商号変更）の連結子会社化により、金融機関向けソリューション事業に参入
2014年10月	投資家向け株式情報配信サイト「株探（Kabutan）」を事業譲受により取得
2016年 3月	株式会社インベストックの金融情報配信事業部門を事業譲受により取得すると共に同社完全子会社である株式会社日本先物情報ネットワークの全株式を取得し、商品先物・FX情報分野のソリューション事業に参入
2017年10月	完全子会社の株式会社エムサーフが同社完全子会社の株式会社日本先物情報ネットワークを吸収合併
2017年11月	完全子会社の株式会社エムサーフを吸収合併により当社に統合
2018年11月	商号を株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドに変更
2019年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

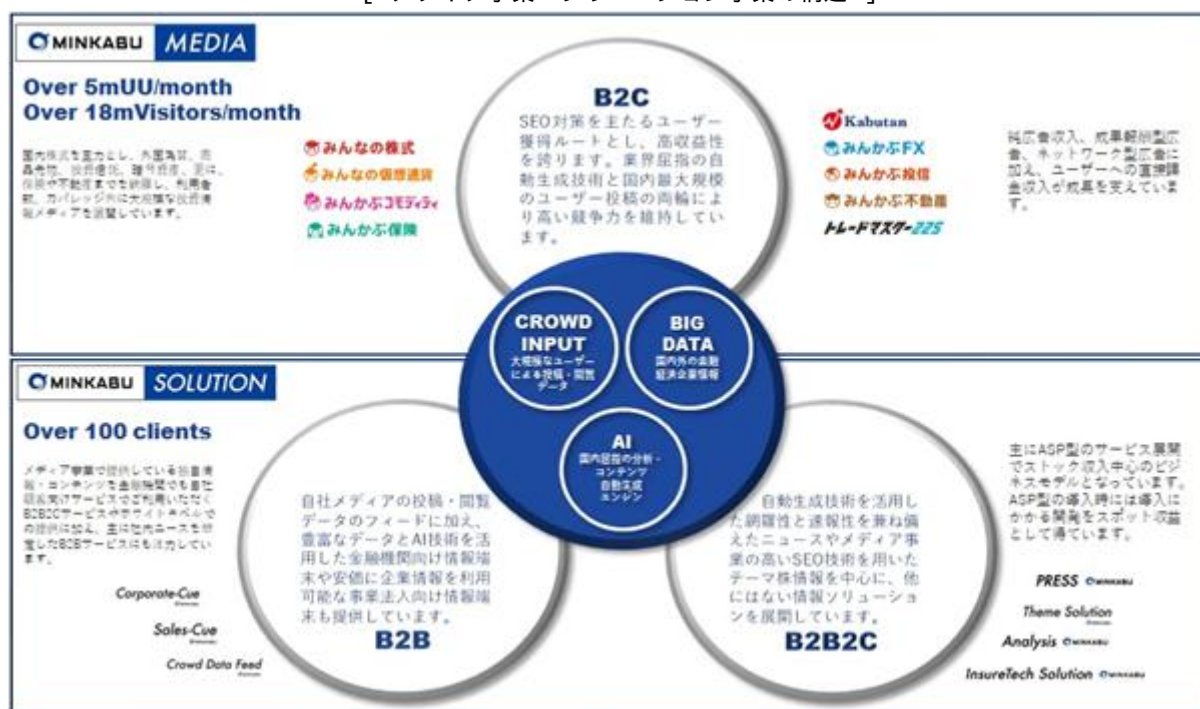
当社は、「情報の価値を具現化する仕組みを提供する」という企業理念のもと、2006年の創業初期より、情報の「網羅性」、「速報性」、「正確性」を追求したテクノロジーの開発を推進しており、AIを活用したコンテンツ自動生成技術とネットユーザーの投稿や閲覧といったクラウドインプットを活用したコンセンサス情報の生成技術は当社のコア・テクノロジーであります。当社では現在、このコア・テクノロジーを金融・経済をテーマとした分野に利用しており、個人向け（B2C）にはメディアサービス（メディア事業）を通じて、法人向け（B2B及びB2B2C）にはソリューションサービス（ソリューション事業）を通じて質の高い情報を生成し、配信しております。

現在の当社の事業構造は、次図のとおりであります。

メディア事業では、「みんなの株式」(<https://minkabu.jp/>)、「株探（Kabutan）」(<https://kabutan.jp/>)等、ソーシャルメディアを活用したユーザー参加型やAIを活用した自動生成型の株式情報サイト等をはじめ、外国為替や投資信託、暗号資産（又は「仮想通貨」）。2019年5月末の改正資金決済法の成立に基づき、本書におきましては、以下、「暗号資産」といいます。）、保険、不動産等、多くの金融商品を対象としたインターネットメディアを運営する事業を展開しております。

ソリューション事業では、メディア事業で提供・収集される市場データやクラウドインプットをプロダクト化した各種エンジンをASP（Application Service Provider）として証券会社等に提供しており、当社のソリューションプロダクトは証券会社等の金融機関を通じて人々のリテラシーを高め資産形成活動を促すとともに、それらのフィードバックはメディア事業に還元され、新たな需要と情報価値を創出するサイクルを生成しております。こうしたセグメント間シナジーは、当社の事業構成上の特徴であり強みとして、市場の活性化と個人の資産形成を支える情報インフラを提供する事業展開（全ての市場参加者が意識的に、また無意識に当社が提供する様々な情報・サービスに接する機会の創出）を実現しています。

[メディア事業・ソリューション事業の構造]



また、収益面においては、当社のコア・テクノロジーは、汎用的な拡張性を有しており、金融・経済をテーマとした情報生成に続き、今後はスポーツの分野でも当社のテクノロジーを利用したメディア・ソリューションサービスの展開を進めていくことで、更なる収益の拡大を計画しております。

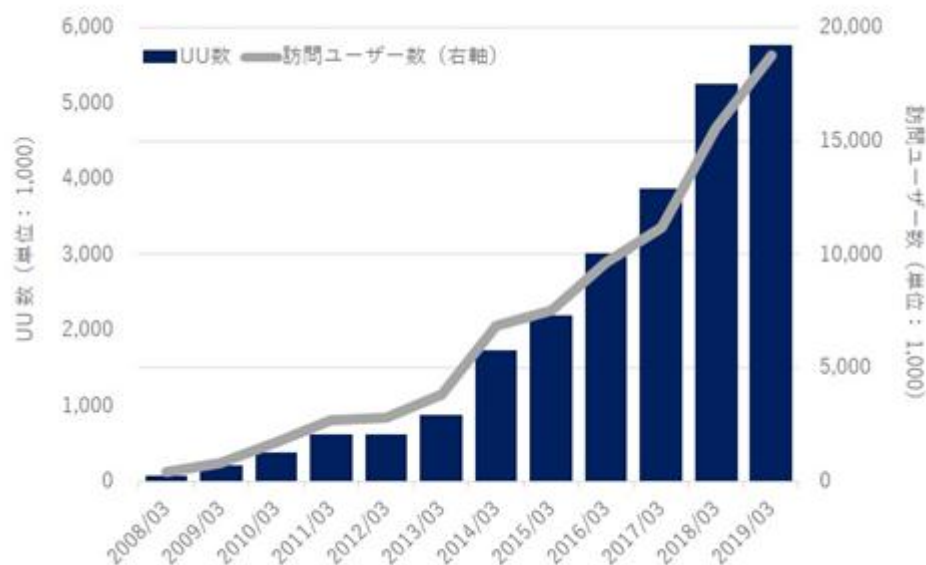
当社は、今後も高品質な情報の提供を通じて人々を豊かにすることで社会に貢献してまいりたいと考えております。

現在の各事業の概要は以下のとおりであります。なお、当該2事業は「第5 経理の状況」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) メディア事業

メディア事業では、「みんなの株式」(<https://minkabu.jp/>)、「株探 (Kabutan)」(<https://kabutan.jp/>)等、ソーシャルメディアを活用したユーザー参加型やAIを活用した自動生成型の株式情報サイトをはじめ、外国為替や投資信託、暗号資産、保険、不動産等、様々な金融商品の情報を投資家に直接提供するインターネットメディアを複数運営しており、1ヶ月間に当社運営サイトを訪れるユーザーの数(以下、「ユニークユーザー数」又は「UU数」といいます。)は平均577万人、同訪問延べ人数(以下、「訪問ユーザー数」又は「Visitors数」といいます。)は、1,870万人を超え(いずれも2019年3月期実績)、投資家層をユーザーとした顧客基盤を確立していることは当社の強みであります。また、これらの大規模な投資家ユーザーベースによる投稿や閲覧といったクラウドインプット、網羅性の高い金融・経済・企業情報のビッグデータ、株価分析・ニュース/レポート生成・行動最適化等のAI技術は、当社メディア事業を特徴づけるユニークなアセットであり、競争力の源となっております。

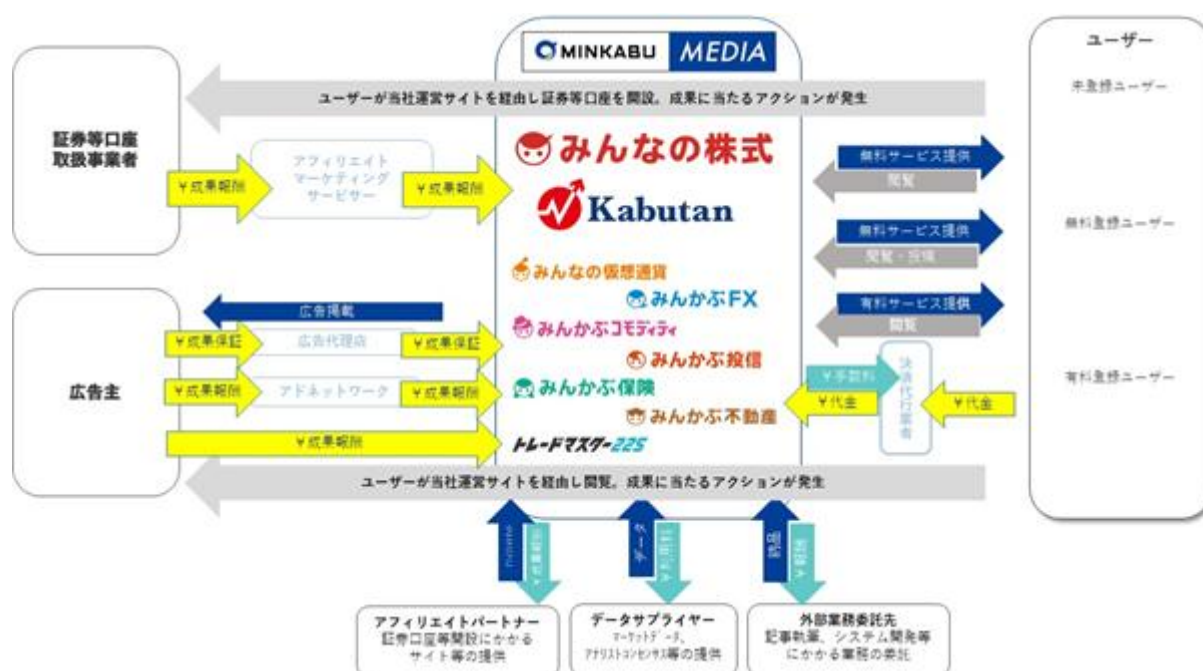
[当社運営サイト合計月間平均UU数及び訪問ユーザー数の推移]



メディア事業の収益は大きく広告収入と課金収入に区分され、広告収入は純広告及びネットワーク広告における期間やクリック数、表示回数等の保証型広告収入及び口座開設等に係る成果報酬型広告収入を対象としております。これに加え、メディア事業のユーザー規模の拡大に伴い、2018年3月期より月額課金をビジネスモデルとしたプレミアムサービス(課金収入)も開始しております。これらの概要は、それぞれ以下のとおりであります。いずれもウェブ検索エンジンの最適化(SEO: Search Engine Optimization)を主たるユーザー獲得ルートとし、高い収益性を確保しております。

- ・純広告及びネットワーク広告における保証型広告収入は、当社が運営する各サイトのページ上に広告主の広告を掲載することで得られる収益であり、掲載期間を定める期間保証型や当該広告の表示回数(インプレッション数)を保証するインプレッション保証型、又はクリック数を保証するクリック保証型等が存在します。また、広告主を特定する純広告のほか、枠のみを設定し、掲載される広告はシステムが自動で行うアドネットワークも活用しております。
- ・口座開設等に係る成果報酬型広告は、当社が運営する各サイトやパートナーサイトに設置された金融機関等の比較ページから各証券会社等の口座取扱事業者のページへ遷移し、ユーザーが口座開設申し込みを行い、承認された場合、その1件当たりの成果に対し、報酬を得るものであります。1件当たりの報酬額は、各商品及び金融機関ごとに異なります。
- ・課金収入は、ユーザーから利用料を受領するもので、月額課金モデルを採用しております。本書提出日現在、有料サービスを提供しているのは、主として株式情報専門サイト「株探 (Kabutan)」の有料版である「株探プレミアム」であり、これ以外にもリアルタイム性の高い投資教育サービスとして「トレードマスター225」を提供しており、本サービスにおいても一部課金収入が発生しております。

[メディア事業系統図]



主なメディアサイトの概要

旗艦サイトである「みんなの株式」は、クラウドの活用によるユーザー参加型の要素を有した幅広い個人投資家を対象とする株式情報サイトであります。情報のフェアネスを追求し、個人投資家により多くの有益な情報をより早く、中立的な立場で提供することに重きをおいた本サイトでは、国内上場銘柄の株価データ、企業データ、マーケットニュースのほか、AIによるロジック計算によって自動算出される個別銘柄の理論株価、証券アナリストの予想株価、ユーザーによって投稿された売買予想データを集合知として自動算出する個人投資家の予想株価、またこれらを基に算出される目標株価を提供しております。理論株価は、証券アナリストのノウハウを基に独自に開発したAIが過去の株価や業績の推移に基づく各種バリュエーション分析や、相関分析、ボラティリティ分析を複合的に用いて算出しております。また、個人投資家の予想株価は、ユーザーの売買予想投稿を集合知として体系化した統計値であり、クラウドインプットと独自のアルゴリズムの融合により生成される個人投資家の集合知は、それ自体が新たな情報価値を産み、新たなユーザーを取り込むというユニークなスキームを実現し、当該サイトはスタートから10年を経た今日も安定成長を継続しております。本サービスは現在、提供する情報の全てを無料で提供しており、メディアとしての価値の高さを背景に、純広告やネットワーク広告、成果報酬型広告による収益を計上しております。

主に投資経験のある投資家を対象とした株式情報専門サイト「株探 (Kabutan)」は、「みんなの株式」と同様に当社の主力サイトであり、決算情報やAIにより自動生成されるニュース等、速報性の高い情報提供を行っており、ユーザー数も「みんなの株式」と同等の規模に成長しております。同サービスでは、2017年6月より、従前の無料サービスに加え、リアルタイム株価や、速報記事の先行配信、最大20期の企業業績表示、5年間の業績修正履歴等の情報を提供する有料サービス「株探プレミアム」の提供を開始し、課金ユーザー数も順調に成長を続けております。

また、2019年3月期におきましては、「みんなかぶ保険」(<https://ins.minkabu.jp/>、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社である、Japan Digital Design株式会社との共同開発プロジェクトとして国内初の保険ロボアドバイザー機能を搭載した個人向け保険情報サイト)や、「みんなかぶ不動産」(<https://re.minkabu.jp/>)をリリースし、個人の資産形成の一助としての保険情報や不動産情報の提案を開始いたしました。その他にも外国為替、商品先物、投資信託、暗号資産等、多くの金融商品に対応した専門メディアによる情報提供を行っております。

[みんなの株式]



[株探 (Kabutan)]



(2) ソリューション事業

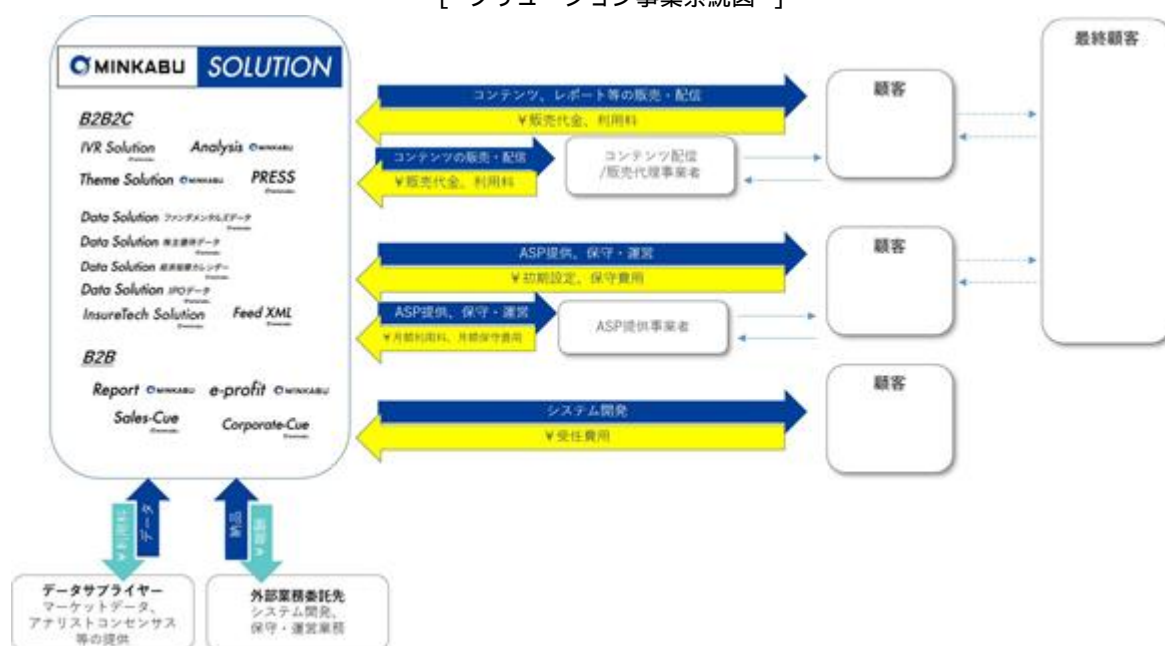
ソリューション事業では、主にメディア事業向けに開発した情報コンテンツやアプリケーションをB2B及びB2B2Cユース用にソリューション化して展開しており、メディア事業におけるユニークなアセット構成（AI及びクラウドインプット、ビッグデータ）を活用して付加価値を高めることで他社との差別化を実現し、取引先は金融機関を中心に100社を超えております。

ソリューション事業では、金融機関の顧客向けサービスとして提供するB2B2Cサービスを中心に、金融機関や事業法人における社内ユースを想定したB2Bサービスにも注力しており、具体的に、B2B2Cでは、AIによる自動生成記事の配信のほか、個別銘柄をテーマ毎にバスケット化して各テーマのパフォーマンスを表現する「MINKABU テーマ別銘柄ソリューション」、音声AIを活用した個別銘柄株価の検索サービスである「MINKABU IVRソリューション」等、B2Bでは商品先物情報に特化した情報端末ソリューション「MINKABU e-profit」、事業法人向け情報端末ソリューション「MINKABU Corporate-Cue」等を展開しております。また、2019年3月期には、地域金融機関向けに、メディア事業における新規サイト「みんなの保険」をホワイトラベル化して提供するサービスを開始いたしました。

ソリューション事業の収益は、主にクラウド型のASPの提供及びその保守・運營業務によるストック型収益であります。その他、コンテンツの販売又は配信やソフトウェア等開発受託によるスポット収入を計上しており、これらの概要は以下のとおりであります。

- ・ASPの提供は、当社が保有するアプリケーションプログラムをカスタマイズして提供し、初期導入費を一時売上として計上するとともに、導入後の情報提供業務及び保守・運營業務につきましては、月額固定を中心に、一部、ID数等に応じた従量課金となっております。
- ・その他、コンテンツの販売又は配信は、AIによる自動生成記事やレポート、クラウドデータ、金融・経済・企業データ等の販売又は配信による収入であり、月額固定を中心に、一部、ダウンロード数等に応じた従量課金となっております。また、ソフトウェア等開発受託は、顧客の仕様に基づきプログラム開発を請け負い、当該プログラムの納品・検収により売上を計上しております。

[ソリューション事業系統図]

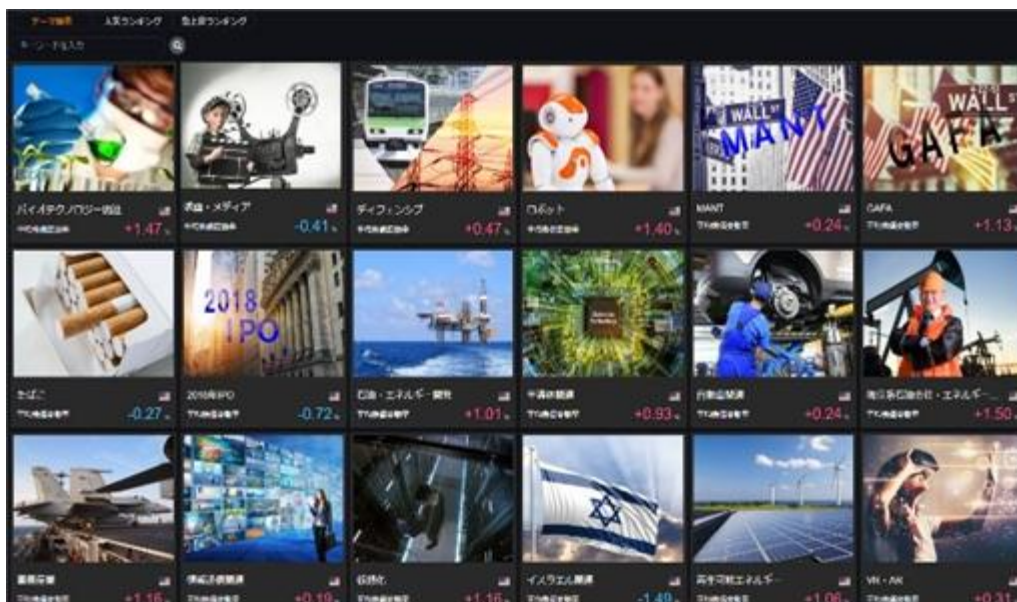


主なサービスの概要

「MINKABU テーマ別銘柄ソリューション」は、当社が運営するメディアサービスで個人投資家に人気のテーマ株コンテンツをソリューション化して証券会社等に提供している代表的なB2B2Cプロダクトであります。

独自の分析に基づくポートフォリオの組成並びにインデックス化、更にテーマインデックス毎に、多様な指標を用いて様々な角度から先行銘柄や遅行銘柄を抽出する等、他との差別化を意識したサービスを提供しております。また、当社運営メディアのウェブ検索エンジンの最適化技術により、殆どのテーマキーワードによる銘柄検索で最上位に当社運営サイトが表示される利点を活かし、今、世の中でどのキーワードに投資家の注目が集まっているかの情報を付与する等、他社では容易に提供できないと考えられる高品質なサービスを実現しております。

[MINKABUテーマ別銘柄ソリューション]

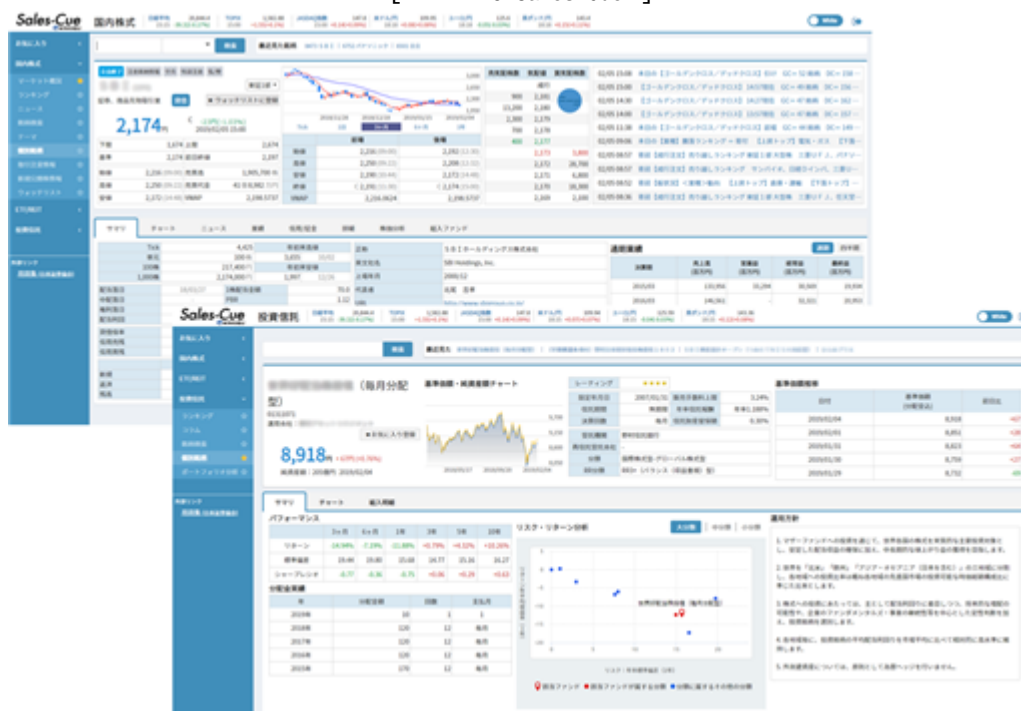


株式会社DMM.com証券が運営する「DMM株」内に展開される米国株を対象とした「MINKABUテーマ別銘柄ソリューション」

「MINKABU e-profit」及び「MINKABU e-profit FX」は、それぞれ、商品先物情報及び外国為替情報に特化したB2B向け情報端末ソリューションとして、専用端末やウェブ、またモバイル向けサービスで提供しており、ザラバ10本気配値等、リアルタイムの相場情報やマーケット情報、当社独自の市況やニュース、多種多様なチャート機能等、多くの機能を搭載し、ユーザーのニーズを取り入れた優れた操作性により、業界標準ツールとして高い市場シェアを獲得しています。

その他、B2Bソリューションとして2018年に金融機関営業員向け情報端末ソリューション「MINKABU Sales-Cue」（顧客による商用利用は2019年開始予定）及び事業法人向け情報端末ソリューション「MINKABU Corporate-Cue」をリリースいたしました。

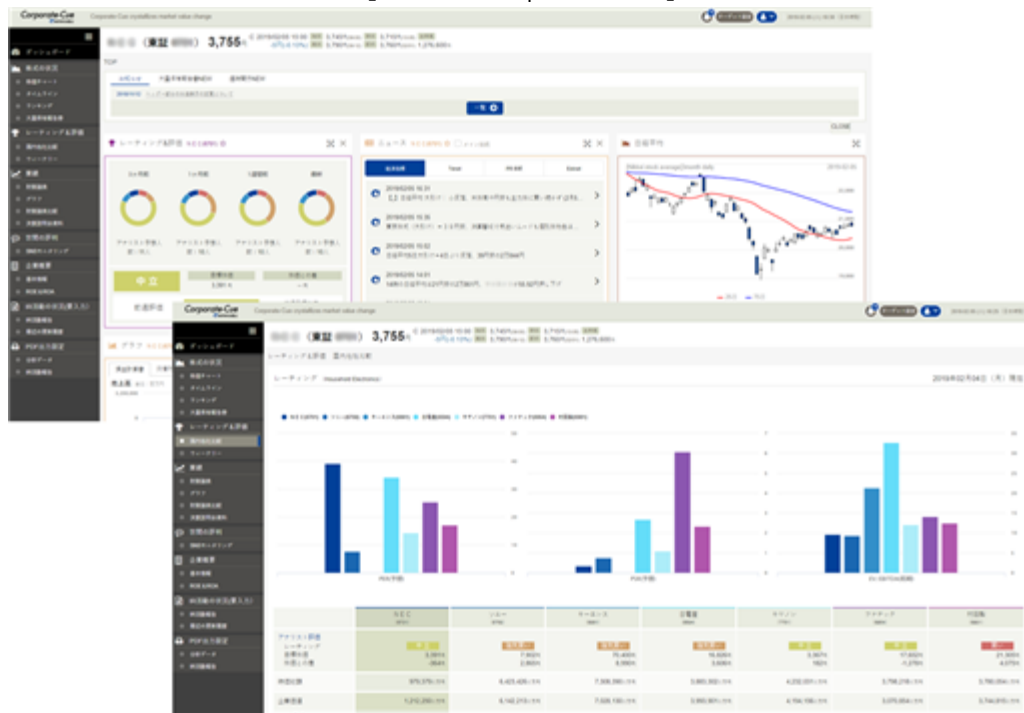
[MINKABU Sales-Cue]



「MINKABU Sales-Cue」は、これまで分断管理されていたマーケット情報と顧客関係管理（CRM：Customer Relationship Management）機能をAIを活用して融合し、営業員に適時適切な情報を提供することにより業務効率の向上に寄与するものであります。また当社は、2018年9月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データと資本業務提

携契約を締結しており、その一環として、同グループの日本電子計算株式会社が保有する証券会社向け勘定系サービスと「MINKABU Sales-Cue」との連携したパッケージソリューションの展開に向けた協業を開始しております。

[MINAKBU Corporate-Cue]



一方「MINKABU Corporate-Cue」は、事業法人の経営企画やIR担当者が自社の情報や同業他社の情報を効率的に収集しレポートする各種機能を備えており、当社の既存資産を活用することで安価での提供を実現しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
85	42.6	3.6	5,448,761

セグメントの名称	従業員数（人）
メディア事業	22
ソリューション事業	45
報告セグメント計	67
全社（共通）	18
合計	85

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。なお、当事業年度末現在において該当する出向人員はありません。また、臨時雇用人員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に経営管理部及び業務サポート部に所属しているものであります。
4. 平均勤続年数はグループ再編による転籍者の転籍元の勤続年数を通算して算出してあります。
5. 従業員の数では当期中で14名増加しております。これは主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する記載は、本書提出日現在、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は設立時より「情報の価値を具現化する仕組みを提供する」を企業理念に掲げ、経営判断の拠り所としております。本理念のもと、当社では、AIを活用したコンテンツ自動生成技術とクラウドインプットを活用したコンセンサス情報の生成技術というコア・テクノロジーを金融・経済をテーマとする分野に利用し、様々な投資情報を提供しております。投資活動を含めた資産運用の情報インフラを担う会社としての役割と責務を認識し、今後も投資家に資するサービスを提供してまいります。

また、当社は2018年11月に社名を「株式会社みんかぶ」から「株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド」に変更しておりますが、「インフォノイド」は“情報（Information）”と“拘る者（Noid）”の造語であり、“MINKABU THE INFONOID - Minkabuこそが情報に拘るものである”は、当社の今後の成長ドライバーのスローガンそのものであります。当社のコア・テクノロジーの拡張性を活かし、情報への拘りを追求してその価値を具現化し、金融・経済のみならず、スポーツをはじめとした様々なテーマにおいて、直接的に又は間接的に最終顧客の活動に寄与し、情報提供を通じて人々を豊かにし、社会に貢献してまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、上記の経営方針に基づき、金融・経済をテーマとする分野においては、投資活動等の資産運用の情報インフラを担う企業として、投資を行う全ての人々が、意識的に、また無意識に当社サービスを利用する環境の構築を目指してまいります。そのため、メディア事業においては、既存サービスの深掘りや他社との協業を通じて、更に細分化されたユーザーニーズに対応し、より幅広い層の獲得と各ユーザーの利用拡大を目指します。一方、ソリューション事業においては、商材の拡充やAI技術の汎用的展開等により顧客対象企業の多様化と顧客単価の上昇を推進してまいります。また、これまでの実績と経験を活かし、ノウハウ、開発、販売などのスコープの拡大を追求する事業譲受や企業買収も、経営戦略上の有効な手段と捉えております。

更に、当社の事業の核となる“情報”が持つ事業の拡張性や再現性に照らし、金融・経済に留まらない他分野においても、専門企業とのパートナーシップ等を通じて展開を図る考えであり、2018年12月にはスポーツビッグデータを保有するデータスタジアム株式会社と提携し、スポーツ情報分野への展開に着手いたしました。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、経営指標として売上高及びEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）を重視しております。また、各事業セグメントにおいて、業績動向を測る主な指標（KPI：Key Performance Indicator）として、メディア事業では当社が運営するウェブサイトを利用する月間ユニークユーザー数と訪問ユーザー数を、ソリューション事業では顧客数を参照しております。2019年3月期のKPIは、それぞれメディア事業の月間平均ユニークユーザー数が577万人、同訪問ユーザー数が1,870万人、ソリューション事業は金融機関を中心に100社を超える水準となっております。

(4) 経営環境

金融・経済をテーマとする現在の事業領域におきましては、当社の経営環境は株式等資本市場の動向に影響を受けやすい状況にあります。また、当社が展開するメディア事業は、法制度等による直接的な参入規制はなく、一部機能について類似するサイトも多く存在しております。しかしながら当社が有する投資家の予想データ、企業の株価や企業情報等に基づく株価分析機能、速報性と網羅性の高い自動生成ニュース等、AIとクラウドインプット、ビッグデータの融合によって生成される独自性の高いコンテンツは、蓄積による高品質化という要素が強く存在し、当社が強みの一つとするウェブ検索エンジンの最適化技術と相まって、月間平均ユニークユーザー数577万人、同訪問ユーザー数は1,870万人（2019年3月期実績）の高い支持を得て堅調に伸長しており、品質面での個人投資家に資するサービスとしての参入障壁から、競合する要素は少ないものと考えております。

AIやクラウドインプットを活用したインターネットを通じた情報生成配信技術により、情報の非対称性を可能な限り排除し、個人投資家市場の拡大に寄与し、既存ユーザーへの安定した情報提供の継続に加え、潜在投資家を市場に呼び込む仕組みの一端を提供することは当社の役割であると考え、投資家育成を視野に入れたメディアの深掘りと拡大を推進してまいります。

また、メディア事業におけるデータ及びノウハウの蓄積を法人向けにプロダクト化して提供するソリューション事業においては、その優位性と独自性を活かした提案を行うことで他社との明確な差別化を図っており、競争優位にあると考えております。株式会社矢野経済研究所の調べ（『FinTech市場の実態と展望2018』）によれば、国内フィンテックの市場規模は既に1兆円を突破し、今後も高成長率を維持するとの試算も示されており、今後の成長分野であると考えております。

(5) 事業上、財務上の対処すべき課題

今後当社が成長を遂げていくための事業上、財務上の対処すべき課題及びこれらへの対処方針は以下のとおりであります。

提供サービスの品質の維持向上

当社が提供するメディアサービス及びソリューションサービスは、その大半がインターネットを利用したサービスであり、システムの安定稼働は不可欠であり、ユーザーがいつでもどこでもストレス無く利用できる環境の提供や、提供コンテンツの速報性や網羅性並びに正確性等、サービスの品質の維持・向上は経営課題と認識しております。係る課題に対処するため、技術革新等に対応するシステム開発投資及び技術者等育成のための投資を継続的に行ってまいります。

収益基盤の強化

当社の売上高は、メディア事業及びソリューション事業のいずれも堅調に推移しているものと考えておりますが、更なる収益基盤の強化は経営課題と認識しております。そのため、メディア事業では、月間平均577万人のUU数及び同1,870万人を超える訪問ユーザー数を有する大規模な投資家ユーザーベースの更なる拡大やそれらユーザーベースを活用した外部パートナーとの協業促進による収益機会の創造、より深化した情報提供を実現する課金サービスの導入によるユーザー当たりの収益増大等、各種収益の獲得を、ソリューション事業では、情報系フィンテックを核とした事業特性に鑑み、幅広い金融機関のニーズに対応する様々な情報ソリューションの提供に注力し、収益基盤の強化を図ってまいります。

経営資源の最適配分と効率的運用

当社は、事業の拡大に則した人員確保を進めると同時に、限られた経営資源を有効に活用すべく業務執行の組織横断的連携と集中管理体制を構築しております。結果、組織運営の秩序が乱れた場合には、事業運営に影響が生じる可能性があり、限られた経営資源をもって各種事業リスクにどのように対処していくかが課題と認識しております。係る課題に対処するため、経営資源の最適配分及び効率的な組織運用を目的とした社内規程の整備、並びにその周知徹底を継続的に行ってまいります。

人材の確保及び育成

当社は、自律的な成長のためには、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材の採用及び確保、並びにその育成は重要であると認識しております。そのため、多様な働き方の整備や福利厚生・社内教育体制の充実等、従業員が高いモチベーションを持って働くことのできる環境の整備を継続して推進してまいります。

ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社は、持続的成長を遂げるためには、事業執行とガバナンスのバランス、並びに経営上のリスクを適切に把握しコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役や監査等委員への報告体制の強化、監査等委員会と内部監査室並びに会計監査人による実効性ある三様監査を推進するとともに、役職員向けコンプライアンス研修の実施等を通じた個人々人への意識づけ並びに内部監査室による定期的監査を継続的に実施してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、潜在的风险や不確定要素はこれらに限られるものではありません。

(1) 事業の環境、外部環境

金融市場の動向について

当社は、主に金融・経済情報を商材として個人投資家や金融機関等を対象に事業を展開しているため、景気の減速や急激な市況変動等の事態が発生した際には、個人投資家の投資意欲や金融機関の広告出稿、並びに金融機関による当社ソリューションプロダクトへの投資等の事業活動が大きく減退する可能性があります。そうした場合には、個人投資家による口座開設数や課金サービスの利用、又は金融機関からの受注量等が減少し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社がメディア事業として手掛ける投資情報サイトが有する、投資家の予想データや企業の株価や企業データ等のビッグデータに基づく株価分析機能や速報性と網羅性の高い自動生成ニュース等、クラウドインプットとAIの融合によって生成される各種コンテンツは、独自性の高さや当社の強みの一つであるウェブ検索エンジンの最適化技術と相まって、強固なポジションを確立しており、競合する要素は少ないものと考えております。また、ソリューション事業においては、メディア事業の優位性を活かした提案を行うことで他社との差別化を図っており、競合の要素は少ないと考えております。しかしながら、今後、他社が当社と異なるアプローチで独自のノウハウを蓄積し、当社が提供するサービス領域での競合となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社のサービス展開の基礎となるインターネットや当社の強みであるAI等を活用した情報配信の自動化の分野においては技術革新が激しく、また、それに伴う顧客のニーズも常に変化をしております。当社もこれらの変化に迅速に対応すべく、最新の技術に対応した開発を進めているほか、月間平均577万人のUU数及び同1,870万人を超える訪問ユーザー数(2019年3月期実績)を有する大規模投資家ユーザーベースからのクラウドインプットとの組み合わせにより、単なる技術力の向上のみで当社と競合できない参入障壁を構築しておりますが、今後、当社の想定外の急激な技術革新により、その対応に遅れが生じた場合、当社の有する技術サービスの陳腐化が顧客への訴求力の低下などに繋がり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業上のリスク

システム及びサービスの不具合について

当社の事業は、主にサービスをクラウドサーバーを中心とするコンピュータシステムからインターネットを介して顧客に提供しており、これらのサービスにおいては、システムの冗長化等、安定稼働のための対策を講じております。しかしながら、機器の不具合、自然災害、コンピュータウイルス等によるコンピュータシステムや通信ネットワークの障害、不正なアクセスによるプログラムの改ざん等により、サービスに不具合が発生した場合、顧客に機会損失又は利益の逸失を生じさせる可能性があります。更に、それらが当社の責による重大な過失の場合、損害賠償請求や著しい信用力の低下等につながり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

サイト運営の健全性について

当社がメディア事業にて提供する投資家向け情報サイトでは、ユーザーがコメント等を投稿することが可能となっており、健全性を欠くコメントが投稿される可能性や、他のユーザーを誹謗中傷するコメントが投稿される可能性があります。当社では、サイト運営に関して利用規約をサイト上に明示し、サービスの適切な利用を促すように努めるとともに人的・機械的の両面で恒常的に監視し、利用規約に違反する不適切な投稿やユーザーについては削除することによって健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、不適切な投稿に対して当社が十分な対応ができない場合には、当社がサイト運営者としての信頼を失い、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

検索サイトの仕様変更について

当社メディア事業では、ウェブ検索エンジンの最適化を主なユーザー獲得ルートとして高い収益率を維持しております。また、過去の傾向としては検索エンジンの仕様変更は当社にとって好影響を与えるケースが多く、また、そうでない場合にも即時の分析・対策により好位置を持続してきました。しかしながら、Google Inc.を始めとした検索エンジンの当社にとって想定外的大幅かつ急激な仕様変更があった場合等において、当社が仕様変更に対して十分に対応できない場合には、検索によるユーザーの獲得が低迷し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ユーザーの継続率について

当社のメディア事業にとって、ユーザーの継続率は重要な要素であり、ユーザーの利便性の向上やコンテンツの拡充等の施策を通じて、継続率の維持向上を図っております。しかしながら、施策の見誤り等により継続率が想定を大きく下回る事態が続いた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

契約の継続について

当社は、株価データや企業の決算情報等、加工前の配信情報の一部を証券取引所をはじめとした第三者から取得しております。また、ソリューション事業におきましては、主に金融機関向けに情報ソリューションを提供しております。これら仕入れ及び販売における契約の中止や取引条件等に大きな変更が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

現在、当社が行っている事業に係る直接的かつ特有の法的規制はありません。しかしながら、今後、インターネットの利用を制約するような規制、インターネット広告の分野での新たな法規制、業界内での自主規制が求められた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、証券等の金融商品情報を中心に事業を展開しているため、金融業界をとりまく法令や規則の改正、慣行や法令解釈等変更があった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社が提供しているサービスに使用する商標、ソフトウェア、システム等について現時点において、第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。今後も、権利侵害を回避するための監視・管理等を行っていく方針であります。当社が認識していない知的財産権がすでに成立している可能性や、使用しているフリーソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害している可能性等から、当社による第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性があり、その第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求及びロイヤリティの支払い請求等が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績、並びに信用力に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理体制について

当社では、当社が提供するサービスの利用者を識別できる情報や顧客が保有する個人情報を知り得る場合があります。当社ではこれらの個人情報を取り扱う際の個人情報取扱規程を制定するとともに、社内教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや人為的なミス等により知り得た情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

カスタマイズ開発に関するリスク

当社ではソフトウェア開発に関し、自社製品、外部販売によらず、ソフトウェア開発プロジェクトに関する期間や費用の見積り及び将来収益計画につき妥当性の確認を行っております。しかしながら、ソリューション事業における開発におきまして、顧客のニーズによる開発途中の要件変更や品質改善要求、開発遅延等により当初計画どおりの納品又は役務提供がなされなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織関連

小規模組織について

当社は、当事業年度末において、取締役（監査等委員でない）3名、取締役（監査等委員）3名、従業員100名未満と小規模な組織であり、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社では企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、更に健全な倫理感に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、今後の事業規模の拡大に応じて内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の獲得及び育成について

当社は、継続的な成長の実現には、当社の理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に雇用し、育成していくことが重要であると考えております。現時点では、人材確保に重大な支障を生じる状況にはないものと認識しておりますが、当社の求める人材の確保に支障が生じた場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

ストック・オプションについて

当社は、当社の役職員に対してインセンティブを目的としたストック・オプションを付与しており、これらストック・オプションが権利行使された場合、発行済株式数が増加し、株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末における潜在株式数は、1,174,900株（ストック・オプションでない新株予約権を含み、自己保有新株予約権118個に相当する潜在株式11,800株を除く）であり、発行済株式総数の9.1%に相当します。

配当政策について

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、内部留保を充実し、収益基盤の強化及び収益力拡大のための投資に充当し、株式価値を高めていくことが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。こうした考えのもと、当面は内部留保の充実に図り、財務体質の強化や人員の育成、事業拡充等、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。

税務上の繰越欠損金について

当社は当事業年度末現在、税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金の繰越期間の使用制限範囲内において納税額の軽減効果がありますが、当社の業績が順調に推移することで繰越欠損金を上回る課税所得が発生した場合には、納税負担により、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、第8期（2013年10月）に実施したドイツ法人（sharewise GmbH）の買収を機に、メディア事業の海外展開を成長戦略の軸の一つに据え、第11期には海外市場への上場を志向しておりました。しかしながら、当該海外IPO市場の停滞を受け、資本コストが当初の想定から悪化したことに加え、国内ソリューション事業の急成長により国内市場における成長可能性の確度が高まったことを受け、第11期末に海外市場への上場準備を中止し、国内市場を軸とした事業展開へと方針を転換いたしました。

本方針転換に伴い、第11期及び第12期において海外子会社及び海外事業を整理するとともに、第12期におきましては効率化を目的に国内連結子会社を当社へ吸収合併又は清算する統廃合を進め、同第3四半期（2017年11月）に、当社グループ内にて国内ソリューション事業の基幹を担っていた当社完全子会社の株式会社エムサーフを吸収合併、更に、同期末（2018年3月）にその他完全子会社の清算を決定し、当社は第12期末に連結子会社を有さない、個別決算会社となっております。

こうした経緯から、第11期及び第12期には、海外展開整理損失及び海外展開用ソフトウェア資産の減損損失等を認識して特別損失を計上し、当期純損失となっております。なお、海外展開については、投資フェーズにあったことから、これら方針転換による収益面での減少は軽微であります。また、業績インパクトが大きかった株式会社エムサーフの当社への吸収合併が第12期第3四半期であることから、以下、経営成績に関する記載におきましては、参考値として第12期連結損益計算書に基づく記載しております。ただし、当社は第12期末に連結子会社を有さない、個別決算会社となっておりますため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較をおこなっております。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は2,395,877千円となり、前事業年度末に比べ1,580,381千円の増加となりました。これは主に、東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う株式発行による現金及び預金1,574,751千円の増加によるものであります。固定資産は1,530,901千円となり、前事業年度末に比べ360,697千円の増加となりました。これは主に、ソフトウェア開発投資等により無形固定資産が219,006千円増加したこと、本社事務所増床に伴い建物附属設備及び工具、器具及び備品等の取得により有形固定資産が50,918千円増加したこと、差入保証金及び繰延税金資産の増加等により投資その他の資産が90,772千円増加したことを要因としたものであります。

これらの結果、資産合計は3,926,779千円となり前事業年度末の1,985,701千円から1,941,078千円の増加となりました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は958,100千円となり、前事業年度末に比べ397,715千円の増加となりました。これは主に、コミットメントラインの実行による借入を要因として短期借入金金が270,000千円増加したこと、買掛金が50,697千円増加したこと、1年内返済予定の長期借入金金が73,846千円増加したこと、及び資本金増加により外形標準課税額が増加したことに伴い未払法人税等が14,830千円増加したことを要因としたものであります。一方、固定負債は281,840千円となり、前事業年度末に比べ224,578千円の減少となりました。これは、社債50,000千円の減少並びに長期借入金174,578千円の減少によるものであります。

これらの結果、負債合計は1,239,940千円となり、前事業年度末の1,066,803千円から173,137千円の増加となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は2,686,839千円となり、前事業年度末に比べ1,767,941千円の増加となりました。これは主に、株式発行による増資により資本金757,228千円並びに資本準備金757,228千円が増加したこと、当事業年度の当期純利益253,141千円を計上したことにより利益剰余金が253,141千円増加したことを要因としたものであります。なお、資本準備金を800,000千円減少し、その他資本剰余金へ同額振替を行っております。

これらの結果、自己資本比率は68.4%（前事業年度末は46.3%）となりました。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善が続き、概ね緩やかな回復基調が続きました。世界経済につきましては、米国景気は堅調が維持された一方で、米中通商摩擦や、中国、欧州の景気下振れが警戒されました。

また、当社を取り巻く経営環境といたしましては、国内の株式市場は上期堅調に推移したものの年末にかけて大きく下落、その後、年度末に向けて持ち直すなど、一年を通して変動の大きな状況となりました。

このような環境のもと、当社は、第12期末にメディア事業、ソリューション事業の連携強化による効率化の推進を目的にグループの組織再編を完了し、当事業年度におきましては、期首より、効率的な経営資源の投下を実行し、メディア事業、ソリューション事業の双方において複数の新サービスをリリースいたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高が2,032,532千円（前期比48.3%増加）、営業利益は256,944千円（前期比80.1%増加）、経常利益は208,434千円（前期比91.2%増加）、当期純利益は253,141千円（前期は126,731千円の損失）、また、当社において継続的な成長の指標の一つとして重視しているEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は494,277千円（前期比78.8%増加）となり、増収増益を達成いたしました。

なお、当事業年度特有の事項といたしまして、東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う上場関連費用及び本社増床等にかかる固定資産除却損を、それぞれ、営業外費用及び特別損失に含めて計上しております。また、当社の安定的な利益体質の確立に伴い、税金資産の今後の回収可能性を見積もり、54,454千円の法人税等調整額を計上いたしました。

また、当社は2018年3月期に実施した組織再編によりグループを当社に統合し、2018年3月期末において連結対象子会社を有さない非連結会社となっております。従いまして、2018年3月末時点での連結貸借対照表が存在しないことから、2018年3月期の連結財務諸表にかかる会計監査は実施されておられません。

参考情報といたしまして、2017年4月1日から2018年3月31日までを計算期間とした2018年3月期の連結損益計算書（未監査数値）は、売上高が1,681,050千円、営業利益は110,644千円、経常利益は71,270千円、親会社株主に帰属する当期純損失は200,229千円となりました。また、同参考情報である未監査数値のEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は291,182千円、減価償却費は170,728千円、のれん償却額は9,809千円、自社利用ソフトウェアの開発を主な目的とした設備投資額は258,535千円となっております。

当事業年度における報告セグメント別の状況は次のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業は、「みんなの株式」、「株探（Kabutan）」等、当社が提供を行う投資家向け情報サイト及び当社が業務提携によりサイト運営の一翼を担うサービスから得られる広告収益、並びに一部サイトにおいて提供する有料サービスから得られる課金収益を計上しております。

当事業年度におきましては、既存サイトに対する機能追加やコンテンツ増強の他、新たな情報サイトとして「みんながぶ保険」（<https://ins.minkabu.jp/>）、「みんながぶ不動産」（<https://re.minkabu.jp/>）をリリースし、金融・経済分野における事業領域を拡大いたしました。当事業年度における各サイト合計の月間平均ユニークユーザー数は前期比51万人増加の約577万人、同訪問ユーザー数は前期比320万人増加の約1,870万人と順調に伸長し、これら利用者の拡大に伴い、広告収益は好調に推移いたしました。課金収益は、2018年3月期にリリースした「株探プレミアム」を中心に順調に成長いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は953,550千円（前期比25.2%増加）、セグメント利益は294,711千円（前期比79.4%増加）となりました。

なお、参考情報といたしまして、2017年4月1日から2018年3月31日までを計算期間とした2018年3月期の連結損益計算書（未監査数値）におけるメディア事業の外部顧客への売上高は763,238千円、セグメント利益は141,276千円となっております。

(ソリューション事業)

ソリューション事業は、メディア事業で培ったノウハウを活用したAIにより自動生成させる様々なソフトウェアや、サイト上で収集したクラウドインプットデータ等に加工を施した情報系フィンテックソリューションを第三者に提供するASPサービスの初期導入や月額利用料による収益を中心に事業を展開しております。

当事業年度におきましては、これまでのB2B2Cを中心としたサービス提供に加え、顧客の社内利用を目的としたB2Bソリューションとして上場企業の情報を安価に取得・分析・可視化するリアルタイム情報サービス「MINKABU Corporate-Cue」のサービスを開始いたしました。

また、地域金融機関を主な顧客としたソリューションとしてメディア事業で展開する「みんかぶ保険」のホワイトラベル版の提供を開始し、既存プロダクトの拡販に加え、新規案件の初期導入売上及び月額利用料にかかる収益を拡大いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,078,982千円(前期比77.3%増加)、セグメント利益は340,802千円(前期比36.2%増加)となりました。

なお、参考情報といたしまして、2017年4月1日から2018年3月31日までを計算期間とした2018年3月期の連結損益計算書(未監査数値)におけるソリューション事業の外部顧客への売上高は917,812千円、セグメント利益は237,415千円となっております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて1,574,751千円増加し、2,035,173千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、480,014千円の収入(前事業年度は197,485千円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純利益が203,819千円となったことに加え、成長に伴うソフトウェアの減価償却を中心とした減価償却費合計が227,523千円となったことを要因としたものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、525,398千円の支出(前事業年度は980,855千円の収入)となりました。これは主に、ソフトウェアの開発投資を中心とした無形固定資産の取得による支出が434,892千円、増床等に伴う有形固定資産の取得による支出及び敷金及び保証金の差入による支出がそれぞれ76,491千円、52,428千円となったことを要因としたものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,620,135千円の収入(前事業年度は363,784千円の支出)となりました。これは主に、株式の発行による収入が1,501,969千円、短期借入金の純増額が270,000千円、長期借入れによる収入が100,000千円となった一方で、長期借入金の返済による支出が200,732千円、社債の償還による支出が50,000千円となったことを要因としたものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社は受託開発を行っておりますが、受注から開発・納品までの期間が短いため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
メディア事業	953,550	125.2
ソリューション事業	1,078,982	177.3
合計	2,032,532	148.3

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Google Inc.	219,097	16.0	220,540	10.9
株式会社ジェーピーツーワン	204,239	14.9	-	-
株式会社インタースペース	-	-	374,564	18.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前事業年度の株式会社インタースペースに対する販売実績は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

4. 当事業年度の株式会社ジェーピーツーワンに対する販売実績は、当該販売実績がないため記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性のある見積りや予測を行っており、見積りの不確実性による実績との差異が生じる場合があります。

当事業年度における当社の財務諸表の作成に係る重要な会計方針は、「第5 経理の状況」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析

当事業年度におきまして前事業年度末までに完了したグループ再編により、期首より非連結会社として現在の事業環境下での成長領域への取組みに社内資源を集中してまいりました。

具体的に、メディア事業においては、株式を中心とした既存サイトの安定成長に加え、保険や不動産の新サイトをリリースし、金融・経済情報分野での事業領域を拡大し、ソリューション事業においては、証券会社を中心としたB2B2Cの既存サービスの拡販に加え、地域金融機関や事業法人向け新サービスのリリースにより、顧客層を拡大いたしました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高が2,032,532千円(前期比48.3%増加)、営業利益は256,944千円(前期比80.1%増加)となりました。営業外費用には有利子負債に係る支払利息の他、東京証券取引所マ

ザーズ市場上場に伴う上場関連費を含む総額57,021千円を計上し、経常利益は208,434千円（前期比91.2%増加）となりました。

また、特別損失といたしまして、本社事務所増床に係る固定資産除却損等の総額4,645千円を計上したことにより、当期純利益は253,141千円（前事業年度は126,731千円の損失）となりました。

また、当社は、現在の事業領域においては、変動費を抑制し、減価償却費を含む固定費を中心とした費用構造の構築と、再現性の高いストック型の収益獲得を志向しており、重要視しているEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は、当事業年度において494,277千円（前期比78.8%増加）となりました。今後も継続的な調整EBITDAの拡大を目指し、事業運営を遂行しております。

なお、参考情報といたしまして、2017年4月1日から2018年3月31日までを計算期間とした2018年3月期の連結損益計算書（未監査数値）は、売上高が1,681,050千円、営業利益は110,644千円、経常利益は71,270千円、親会社株主に帰属する当期純損失は200,229千円となっております。また、同参考情報である未監査数値のEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）は291,182千円となっております。

財務戦略による資本効率の向上、株主還元への取り組みに関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

当社は、自動生成技術を中核に多種多様な自社利用ソフトウェアの開発投資を行っており、それら自社の知的財産を活用し、投資家に資する情報サービスを提供し、自社メディアの拡大並びに外部へのソリューション提供による再現性の高い収益の獲得を志向しておりますが、収益面においても成長過程にあり、収益基盤や財務体質の強化が必要な段階にあるとの認識を持っております。

このため、現時点では、内部留保を充実し、人材育成を含む成長のための投資とこれらの強化を行う方針であります。将来的には、当社を取り巻く事業環境を勘案の上、内部留保の充実状況に鑑み、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。なお、当社株式を継続保有して下さる株主の皆様へのインセンティブとなるものであることを前提に、株主優待については早期に導入の検討を行うこととしております。

資本の財源及び資金の流動性

当社の資金の流動性は、主に営業活動による純現金収入によります。

定常的に発生するメディア事業並びにソリューション事業の自社利用ソフトウェアへの開発投資に対しては、一部金融機関からの借入等を行い対応しております。また、当社は、長期借入金並びに社債等の負債に加え、銀行融資枠（コミットメントライン）を設けており、都度の資金需要により、これらの活用を行っております。その他、資金需要について大きな季節変動はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、メディア事業において投資家向け情報配信サイトの新規機能開発及び運営機能の充実・強化、ソリューション事業においては金融・経済情報配信を中心にB2B及びB2B2C向け新規サービスの開発や既存サービスの機能拡充並びにシステム強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度において実施した設備投資の総額は511,383千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産の投資も含めて記載しております。

セグメントの名称	設備投資金額（千円）	主な設備投資の目的・内容
メディア事業	260,661	ソフトウェア開発
ソリューション事業	183,240	ソフトウェア開発 通信ネットワーク関連サーバ設備
全社	67,481	事務所造作設備・什器機器等
合計	511,383	

また、本社事務所の増床等に伴い全社セグメントにて建物附属設備3,772千円、工具、器具及び備品709千円の除却を実施し、固定資産除却損4,482千円を計上しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社他 (東京都千代田区他)	全セグメント	ネットワーク関連 設備及びサーバ設 備等	31,425	53,533	877,186	962,144	78
福岡事務所 (福岡県福岡市中央区)	ソリューション事 業	ネットワーク関連 設備	159	4,206	-	4,365	7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。なお、当事業年度末現在において該当する出向人員はおりません。また、臨時雇用人員数（パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）については、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

5. 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備は下記のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社他 (東京都千代田区他)	全セグメント	本社ビル事務所家賃及びネットワーク関連設 備及びデータセンター設備等	197,903
福岡事務所 (福岡県福岡市中央区)	ソリューション事業	事務所家賃	5,166

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,000,000
計	46,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	12,977,900	12,977,900	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,977,900	12,977,900	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 8 完全子会社取締役 2 完全子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	7,750 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	775,000 (注)1. 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間	自 2015年6月25日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第8回新株予約権

決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28 完全子会社取締役 1 完全子会社従業員 15
新株予約権の数(個)	679(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,900(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2.3.
新株予約権の行使期間	自2017年6月26日 至 2025年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残

存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第9回新株予約権

決議年月日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	100 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1 . 2 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注) 2 . 3 .
新株予約権の行使期間	自 2017年6月27日 至 2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 2 .
新株予約権の行使の条件	(注) 4 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5 .

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 当事業年度の末日現在の新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4 . 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5 . 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第10回新株予約権

決議年月日	2016年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	50(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2016年5月1日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第15回新株予約権

決議年月日	2017年10月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）	300（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注）1．2．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600（注）2．3．
新株予約権の行使期間	自 2017年10月30日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300（注）2．
新株予約権の行使の条件	（注）4．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5．

当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 4．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

- 5．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第16回新株予約権

決議年月日	2018年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 7
新株予約権の数(個)	1,825 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	182,500 (注)1. 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間	自 2018年7月20日 至 割当日から無期限
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300 (注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第17回新株予約権

決議年月日	2018年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 39
新株予約権の数(個)	163 (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,300 (注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600 (注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2020年7月18日 至 2028年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300 (注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時において、会社又は会社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会の決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会

社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額での募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会の決議により別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第6回新株予約権

決議年月日	2013年3月19日
新株予約権の数(個)	1,000 (注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000 (注)1.2.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)2.3.
新株予約権の行使期間	自 2013年3月25日 至 2020年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注)2.
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当事業年度の末日現在の新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。当社が株式分割(普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

2. 2018年12月14日開催の取締役会決議により、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 次の1)から3)に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整するものとし、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。また、調整後の行使価額の適用の日は、各1)から3)に定めるところによるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、行使価額調整式で使用する既発行株式数、新発行株式数、1株当りの払込金額は以下のとおりとする。

- ・既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とする。
- ・新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- ・1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

- 1) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 2) 株式の分割により普通株式を発行する場合
イ. 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
ロ. 上記イ. ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。
$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。
- 3) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。)を発行する場合
調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
- 4) 前項1)から3)までに掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。
合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。
前号のほか当社の発行済株式数(自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。)を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年5月31日 (注)1.	普通株式 667	普通株式 80,520 A種類株式 6,518	10,005	890,000	10,005	570,000
2014年6月27日 (注)2.	普通株式 6,518 A種類株式 6,518	普通株式 87,038	-	890,000	-	570,000
2014年7月17日 (注)3.	普通株式 4,000	普通株式 91,038	100,000	990,000	100,000	670,000
2014年11月28日 (注)4.	普通株式 1,000	普通株式 92,038	25,000	1,015,000	25,000	695,000
2015年3月26日 (注)5.	-	普通株式 92,038	1,005,000	10,000	685,000	10,000
2015年3月27日 (注)6.	普通株式 1,600	普通株式 93,638	40,000	50,000	40,000	50,000
2015年3月31日 (注)7.	普通株式 3,000	普通株式 96,638	75,000	125,000	75,000	125,000
2015年6月11日 (注)8.	普通株式 1,400	普通株式 98,038	21,000	146,000	21,000	146,000
2015年8月3日 (注)9.	普通株式 400	普通株式 98,438	10,000	156,000	10,000	156,000
2016年7月25日 (注)10.	普通株式 6,518	普通株式 91,920	-	156,000	-	156,000
2017年3月31日 (注)11.	B種優先株式 17,000	普通株式 91,920 B種優先株式 17,000	510,000	666,000	510,000	666,000
2017年12月28日 (注)12.	普通株式 4,500	普通株式 96,420 B種優先株式 17,000	135,000	801,000	135,000	801,000
2018年9月28日 (注)13.	普通株式 1,949	普通株式 98,369 B種優先株式 17,000	68,215	869,215	68,215	869,215
2018年12月31日 (注)14.	普通株式 17,000 B種優先株式 17,000	普通株式 115,369	-	869,215	-	869,215
2019年1月16日 (注)15.	普通株式 11,421,531	普通株式 11,536,900	-	869,215	-	869,215
2019年1月29日 (注)16.	-	普通株式 11,536,900	-	869,215	800,000	69,215
2019年3月18日 (注)17.	普通株式 1,000,000	普通株式 12,536,900	483,000	1,352,215	483,000	552,215
2019年3月26日 (注)18.	普通株式 411,000	普通株式 12,947,900	198,513	1,550,728	198,513	750,728
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)19.	普通株式 30,000	普通株式 12,977,900	7,500	1,558,228	7,500	758,228

- (注) 1. 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換によるものであります。
- (注) 2. 2014年6月27日開催の定時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、A種類株式に関する定款の定めを廃止したことより、A種類株式は減少し、普通株式は増加しております。
- (注) 3. 有償第三者割当 4,000株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 MICイノベーション3号投資事業有限責任組合
- (注) 4. 有償第三者割当 1,000株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 KSP4号投資事業有限責任組合
- (注) 5. 2015年2月23日開催の臨時株主総会決議により、分配可能額の確保を目的に、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本金が1,005,000千円(減資割合99.0%)減少し、資本準備金が685,000千円(減資割合98.6%)減少しております。
- (注) 6. 有償第三者割当 1,600株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 SMBCVC3号投資事業有限責任組合、三生5号投資事業有限責任組合
- (注) 7. 有償第三者割当 3,000株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 SBIアドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合
- (注) 8. 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換によるものであります。
- (注) 9. 有償第三者割当 400株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円
割当先 山岸 健太郎
- (注) 10. 自己株式の消却による減少であります。
- (注) 11. 有償第三者割当 17,000株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、他3投資事業有限責任組合
- (注) 12. 有償第三者割当 4,500株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先 株式会社朝日新聞社
- (注) 13. 有償第三者割当 1,949株
発行価格 70,000円
資本組入額 35,000円
割当先 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社ベクトル
- (注) 14. 定款の定めに基づき2018年12月10日開催の取締役会決議により、2018年12月31日付で、B種優先株式17,000株を取得し、引換えに普通株式17,000株を交付するとともに、当社が取得したB種優先株式17,000株は、同日付で全て消却しております。これによりB種優先株式は17,000株減少し0株に、普通株式は17,000株増加し、115,369株となりました。
- (注) 15. 株式分割(1:100)によるものであります。
- (注) 16. 2019年1月15日開催の臨時株主総会決議により、分配可能額の確保並びに資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本準備金が800,000千円(減資割合92.0%)減少しております。

(注) 17. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集) 1,000,000株

発行価格 1,050円

引受価額 966円

資本組入額 483円

払込金総額 966,000千円

(注) 18. 有償三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資) 411,000株

割当価格 966円

資本組入額 483円

割当先 株式会社SBI証券

(注) 19. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	27	79	19	5	4,499	4,634	-
所有株式数(単元)	-	3,702	5,175	25,897	12,217	484	82,299	129,774	500
所有株式数の割合(%)	-	2.85	3.99	19.96	9.42	0.37	63.42	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	1,020,000	7.85
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	980,300	7.55
株式会社朝日新聞社	大阪府大阪市北区中之島2-3-18	850,000	6.54
瓜生 憲	東京都文京区	730,000	5.62
起業投資事業有限責任組合2号	東京都千代田区神田神保町1-52	619,500	4.77
起業投資事業有限責任組合1号	東京都千代田区神田神保町1-52	540,000	4.16
MICイノベーション3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区霞が関3-2-5	501,900	3.86
MS1VC2008V投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋1-2-5	500,000	3.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	410,300	3.16
BRAVE GO.,LTD. (常任代理人 小笠原六川国際総合法律事務所)	PALM GROVE HOUSE,P.O.BOX 438 ROADTOWN,TORTOLA BRITISH VIRGIN ISLAND (東京都千代田区内幸町2-2-1)	325,000	2.50
計	-	6,477,000	49.90

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,977,400	129,774	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	12,977,900	-	-
総株主の議決権	-	129,774	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するB種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年12月10日)での決議状況 (取得日2018年12月31日)	B種優先株式 17,000	-
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	B種優先株式 17,000	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 定款の定めに基づき2018年12月10日開催の取締役会決議により、2018年12月31日付で、B種優先株式17,000株を取得し、引換えに普通株式17,000株を交付するとともに、当社が取得したB種優先株式17,000株は、同日付で全て消却しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った 取得自己株式	B種優先株式 17,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 定款の定めに基づき2018年12月10日開催の取締役会決議により、2018年12月31日付で、B種優先株式17,000株を取得し、引換えに普通株式17,000株を交付するとともに、当社が取得したB種優先株式17,000株は、同日付で全て消却しております。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部留保を充実し、収益基盤の強化、及び収益力拡大のための投資に充当することが最大の利益還元につながると考えております。こうした考えのもと、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実に努める方針であります。内部留保資金については、財務体質の強化や人員の育成、事業拡充等、収益基盤の強化拡大のための投資に活用する方針であります。将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案の上、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。現時点においては配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

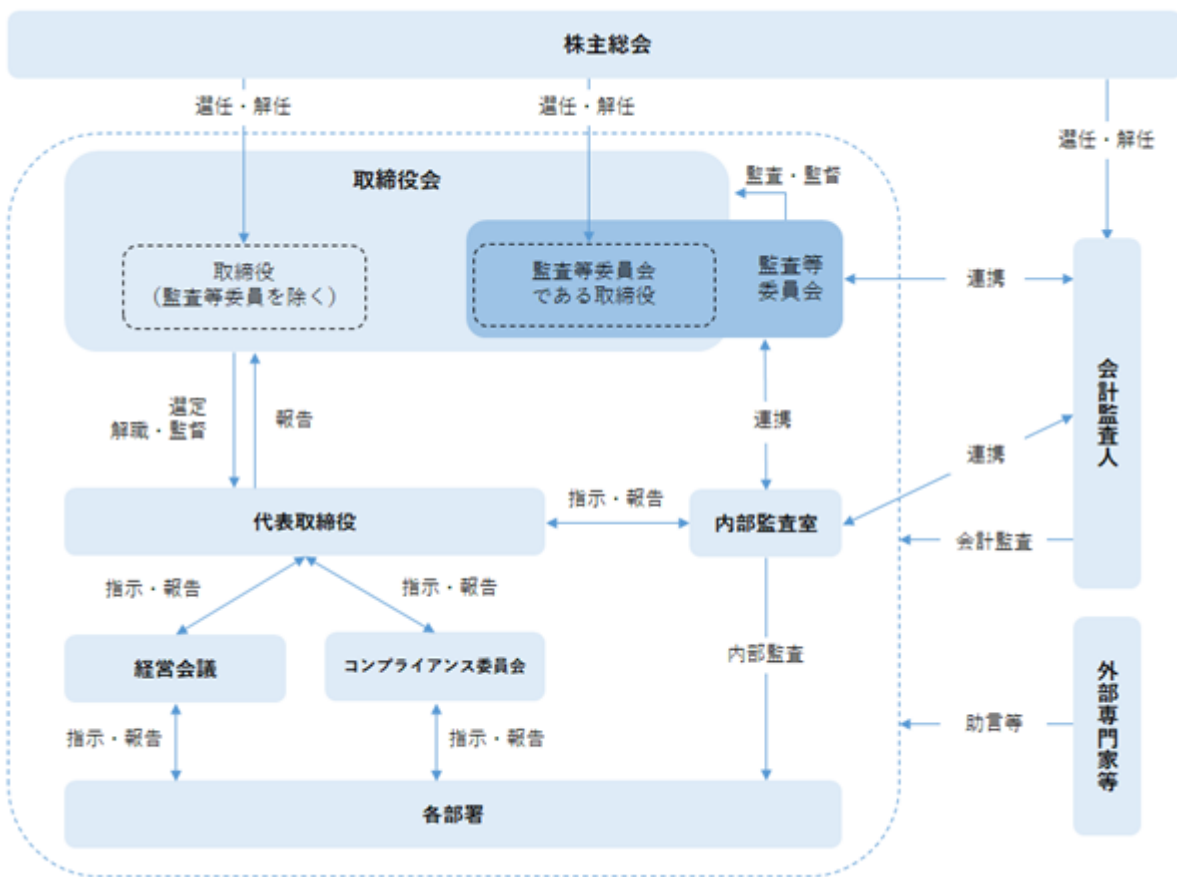
当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、全てのステークホルダーと信頼関係を築き持続的成長と発展を遂げるためには、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しております。これらを実現するため、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進してまいります。また、すべての役職員に対し企業の社会的責任に関する意識向上を徹底してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に規定される機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。また、当事業年度におきまして取締役会における任意の諮問委員会として、報酬諮問委員会を設置いたしました。その他、経営会議、コンプライアンス委員会及び内部監査室を設置するとともに、執行役員制度の導入による機動的かつ効率的な経営体制の構築、重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制を構築しております。

< 機関設計図 >



ロ．当該体制を採用する理由

監査等委員会に関しましては、各監査等委員が取締役として取締役会での議決権を有すること、その全員が社外取締役であること等から、業務執行と監督の分離を保持しつつ、強い監督機能が発揮されるものと考えております。当事業年度には報酬諮問委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図っております。また、コンプライアンス委員会及び内部監査室の設置により、コンプライアンス体制を整備するとともに、執行役員制度の導入及び経営会議の設置により、迅速な意思決定並びに経営活動の効率化を図っております。更に、意思決定の過程における重要な法的判断については、顧問弁護士と連携を図り、これら各機関が相互に密接に連携することにより、経営及び業務執行の健全性、透明性、遵法性、並びに効率性の確保を図っております。

a. 取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）3名（瓜生憲（議長・代表取締役社長）、高田隆太郎、伴将行）と監査等委員である取締役（社外取締役）3名（濱野信也、石橋省三、吉村貞彦）の合計6名により構成され、法令又は定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は月1回、定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、より機動的かつ効率的な業務運営を図っております。

b. 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の合計3名（濱野信也（議長・常勤監査等委員）、石橋省三、吉村貞彦）により構成され、全監査等委員が社外取締役であります。原則として毎月1回、定期的に開催し、必要に応じ、臨時監査等委員会を開催しております。取締役会への出席のほか、常勤監査等委員においては、社内の重要会議への出席や各部門へのヒアリング等により、監査機能がより有効かつ適切に機能するよう努めております。また、監査等委員会として会計監査人による監査結果、内部監査による監査結果についても適時報告を受け、取締役会に対し意見を表明しております。

c. 会計監査人及び顧問弁護士

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。また、顧問弁護士と連携し、業務並びに組織運営にかかる法律問題に関する助言を受けるとともに、コンプライアンス体制の強化に向け、適宜指導を受ける体制を整備しております。

d. 経営会議

経営会議は取締役（監査等委員である取締役を除く）3名（前掲、取締役会の構成員に記載のとおり）、執行役員（取締役である執行役員を除く）6名の9名により構成され、常勤監査等委員（前掲、監査等委員会の構成員に記載のとおり）をオブザーバーとして、原則毎週1回開催しております。「経営会議規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役会へ付議する必要がある会社の重要事項に関する事前審議、業務並びに組織運営にかかる重要事項の共有や審議、協議等を行っており、客観的かつ透明性の高い意思決定を行う体制を構築しております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を議長に、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名（前掲、取締役会の構成員に記載のとおり）、常勤監査等委員取締役1名、及び執行役員（取締役である執行役員を除く）6名の10名により構成され、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、原則4月及び10月に開催し、コンプライアンスに係る方針や各種施策等の検討・決定等を行っており、全社的なコンプライアンス体制の維持強化を図っております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び使用人に周知徹底を図る。
- ・ コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
- ・ 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・ 「内部通報処理規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとする。
- c. 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制
・ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行う。
・ リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・ 毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項並びに経営に関する重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
・ 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
・ 執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制を明確化するとともに、機動的かつ効率的な経営体制を構築する。
・ 取締役会の諮問機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図る。
- e. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
・ 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
・ 連結対象子会社に対しては、定期的に内部監査を実施するとともに、当社監査等委員が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
- f. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・ 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
・ 前号の使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重した上で行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- g. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求める。
- h. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ 代表取締役社長と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
・ 監査等委員は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
・ 監査等委員は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。
- i. 反社会的勢力を排除するための体制
・ 当社及び子会社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取り組むこととする。
・ 警察当局や特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

ロ．リスク管理体制の状況

当社はリスクの軽減、予防の推進の対処のため、リスク管理規程の制定及びコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家にアドバイスを求められる体制、並びに、社内外の複数を通報窓口とする内部通報制度を導入しており、法令違反や不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

財務及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主利益の増大に経営資源の集中を図るべきであると考えております。特別な買収防衛策等は導入いたしておりません。

取締役に関する定款の定め

イ．定款で定めた取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は1名以上5名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を、定款で定めております。

ロ．取締役の選任決議

取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役を区別して決議し、その決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会・取締役会決議に関する事項

イ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ハ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の定める限度内において免除することができる旨、定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	瓜生 憲	1974年10月30日生	1997年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)入社 2000年10月 メリルリンチ証券会社東京支店(現メリルリンチ日本証券株式会社)入社 2003年1月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店(現ゴールドマン・サックス証券株式会社)入社 2005年10月 同社アドバイザー 2006年7月 株式会社マスケーション(現当社)設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	730,000
取締役副社長 CFO	高田 隆太郎	1975年3月7日生	1998年10月 浜平税理士事務所入所 2002年1月 株式会社スクウェア入社 2003年4月 株式会社スクウェア・エニックス(現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 2012年5月 当社入社 経営管理部 部長 2013年6月 当社 取締役 2016年4月 当社 取締役副社長(現任)	(注)3	73,000
取締役	伴 将行	1977年7月12日生	2001年4月 株式会社CSK入社(現SCSK株式会社) 2005年10月 株式会社CSK証券サービス入社 2015年4月 当社入社 当社子会社(インターストラクチャー株式会社)代表取締役 2017年10月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員) (注)1.2.	濱野 信也	1957年7月29日生	1981年4月 三井物産株式会社入社 2003年9月 米国三井物産 ワシントン事務所長 2007年10月 三井物産株式会社 広報部長 2011年7月 株式会社三井物産戦略研究所 取締役副社長兼所長兼国際情報部長 2017年4月 株式会社三井物産戦略研究所 取締役特別研究フェロー 2017年10月 ワールドビーアール株式会社 非常勤顧問(現任) 2017年10月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員) (注)1.2.	石橋 省三	1949年7月5日生	1976年9月 株式会社野村総合研究所入社 1997年4月 野村證券株式会社入社 2000年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 2003年10月 一般財団法人石橋湛山記念財団 代表理事(現任) 2004年4月 国立大学法人 東京医科歯科大学 理事 2005年4月 学校法人 立正大学学園監事 2007年3月 学校法人 栗本学園理事(現任) 2007年9月 当社 監査役 2008年4月 一般社団法人経済倶楽部理事(現任) 2014年6月 株式会社エディオン 取締役(現任) 2016年9月 当社 監査役退任 2017年3月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	15,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注)1.2.	吉村 貞彦	1947年10月18日生	1972年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1973年10月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1978年8月 公認会計士登録 2002年5月 同法人 常任理事 2004年8月 同法人 副理事長 2008年8月 同法人 シニア・アドバイザー 2009年3月 同法人 退職 2009年3月 昭栄株式会社(現ヒューリック株式会社) 取締役 2010年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授 2010年6月 株式会社ジャフコ 監査役 2012年6月 同社 常勤監査役 2015年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科客員教授(現任) 2015年6月 株式会社ジャフコ 取締役(常勤監査等委員) 2019年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					818,000

(注)1. 取締役濱野信也、石橋省三、吉村貞彦は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員 濱野信也、委員 石橋省三、委員 吉村貞彦

なお、濱野信也は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性のある監査を可能とすることができるものと考えているからであります。

3. 2019年6月26日開催の定時株主総会における選任の時から、2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2019年6月26日開催の定時株主総会における選任の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 2018年6月28日開催の定時株主総会における選任の時から、2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員取締役1名を選任しております。補欠監査等委員取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
五十嵐 達	1942年5月24日生	1961年3月 大蔵省(現財務省)入省 1996年7月 同省 理財局 管理課長 1997年8月 中小企業退職金共済事業団 常務理事 2000年8月 財団法人 日本国際教育協会 常務理事 2004年4月 国立大学法人 東京医科歯科大学 常勤監事 2004年4月 財団法人 日本国際教育支援協会 理事(現任) 2008年6月 医療法人 鉄蕉会亀田総合病院 監事(現任) 2011年10月 学校法人 鉄蕉館(亀田医療大学) 監事(現任) 2013年6月 当社 監査役 2016年9月 当社 監査役退任 2017年3月 当社 取締役(監査等委員)	-

7. 当社では、権限委譲による業務執行体制を明確化するとともに、機動的かつ効率的な経営体制のため、執行役員制度を導入しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名の全員は執行役員を兼務しております。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名選任しており、いずれも監査等委員であります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は明確な方針を定めておりませんが、選任にあたっては、企業経営における豊富な見識や、幅広い知見等、経歴や当社との関係を踏まえて、独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しております。

なお、社外取締役石橋省三は当社普通株式15,000株を保有しておりますが、その他、各社外取締役と当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。また、社外取締役が役員を務める会社等との取引は存在していません。

また、社外取締役濱野信也は常勤監査等委員であり、取締役会及び監査等委員会はもとより、経営会議等に出席するほか、内部監査室と日常的に情報交換を行っております。更に四半期毎に、監査等委員、内部監査及び会計監査人が一堂に会して情報交換を行い、相互連携を図ることで実効性ある三様監査を行っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は現在、その全員が監査等委員であり、内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) a (b)及びd (a) の規定を当事業年度に係る有価証券報告書から適用しております。

監査等委員監査の状況

監査等委員会につきましては、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の合計3名により構成されており、その全員が社外取締役であります。監査等委員会は原則月1回開催され、取締役会に出席する他、定期的に代表取締役社長及び取締役副社長と意見交換を行っております。

当事業年度における監査等委員会及び取締役会の開催及び出席状況は以下のとおりであります。

氏名	出席状況及び発言状況
濱野 信也	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、事業会社における上級職を歴任された豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。
石橋 省三	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、上場会社を含む複数の法人の役員等を歴任また現任され、その豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。
五十嵐 達	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、複数の法人の役員を歴任また現任され、その豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。

また、常勤監査等委員においては、経営会議やコンプライアンス委員会への出席、取締役(監査等委員である取締役を除く)や執行役員への聴取等を通じ、監査を行っております

なお、本書提出日現在におきまして、監査等委員会は若返りの目的から、五十嵐達氏が辞任により退任し、吉村貞彦が新たに就任しております。吉村貞彦は、公認会計士の資格及び大手監査法人の要職を歴任した豊富な経験を有し、財務及び会計に関する高度な専門知識を有しております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、専担部門ではありませんが、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。代表取締役社長により指名された複数の内部監査担当者が分担して、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき全部署を対象に、通常監査及びフォローアップ監査を実施しております。また、財務報告の適正性にかかる内部統制の整備と適切な運用を推進するため、内部統制にかかるプロジェクトチームを組成し、内部監査室はこれらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図っております。

なお、内部監査室、会計監査人及び監査等委員会は原則四半期に1回会合を開催するとともに必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め、業務の適法性、妥当性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

b. 継続監査期間
7年

c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 岩部 俊夫
指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 志保

d. 監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士（業務執行社員を除く）6名、その他（公認会計士試験合格者、システム監査担当者等）12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由
監査等委員会は、会計監査人の選定にあたり、会社法上の欠格事由に該当しないことを確認の上、法人の概要や品質管理体制、独立性を検討するとともに、監査実施体制につき、監査計画や監査チームが当社の事業内容や規模に照らし適切であるか等を検討いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価
当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人につき（ ）高品質な監査を可能とする十分な体制・監査時間が確保されていること、（ ）監査チームが独立性を保持していること、（ ）監査法人から代表取締役社長、取締役副社長への面談等が適宜に実施されていること、（ ）監査法人と、監査等委員、内部監査において実効性のある連携がなされていること等の観点から、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬
監査公認会計士等に対する報酬は以下のとおりであります。なお、当事業年度における非監査業務の内容は、当社の東京証券取引所マザーズ市場上場に係る、監査人から引受事務幹事会社への所感及び財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書作成業務であります。

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
21,000	-	20,000	2,000

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針
監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模等を勘案して決定しております。なお、当該監査報酬につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由
前掲「 会計監査の状況 f. 監査等委員会による監査法人の評価」に記載の評価点に照らし、監査手続き及び監査日数等は相当であり、それに基づき算出された報酬額は妥当であると判断し、同意を致しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額について、具体的な算定方法は定めておりませんが、各役員の担当領域の規模や責任、経営に与える影響の大きさ等に鑑み、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のそれぞれに関し、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で決定することとしております。各役員の個別の報酬額につきましては、監査等委員でない取締役の報酬については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会での諮問結果に基づき、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会での協議により決定しております。なお、取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2016年9月1日であり、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額200百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額50百万円以内であります。

当事業年度の取締役（監査等委員を除く）の報酬の額につきましては、取締役会にて代表取締役社長一任とし、個別額を決定いたしました。なお、当事業年度に報酬諮問委員会を設置しており、当事業年度の該当取締役の報酬額についても代表取締役社長より本委員会に諮問され、監査等委員会にもその内容の報告がなされ、決定に至っております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役 員の員数 (人)
		固定報酬	ストックオプ ション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	89,943	89,040	-	-	-	903	3
社外取締役 (注)1.2.	8,400	8,400	-	-	-	-	3

- (注) 1. 社外取締役の全員が監査等委員であります。
 2. 上記には2019年6月に辞任した社外取締役1名を含んでおります。
 3. その他の項目には、確定拠出年金の会社負担分を記載しております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分又は縮減する基本方針のもと、経済合理性等の検証を行い、金額等の重要性に照らし、経営会議もしくは取締役会で審議を行ない、売却等の対応を検討し、決定します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	35,884
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	200	資本提携による株式の取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	2	35,850
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3．連結財務諸表について

当事業年度において、連結子会社でありましたUPDOWN FINANCIAL TECHNOLOGIES INC.（カナダ）は清算したため、連結の範囲から除いております。

また、連結子会社でありましたsharewise GmbH（ドイツ）は現在清算手続き中であり、当該子会社が当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が低いことから、当事業年度の連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その内容に沿った会計手続きを実施し、適切な開示を行うことができるような体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各セミナーへの参加等により情報を取得しております。さらに、監査法人及び各種団体が主催する研修会等にも参加し、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,470,422	1,204,513
売掛金	297,561	305,040
仕掛品	-	101
貯蔵品	10	1,107
前払費用	33,373	39,056
その他	15,454	6,757
貸倒引当金	1,325	1,359
流動資産合計	815,496	2,395,877
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	14,393	39,694
減価償却累計額	6,976	8,109
建物附属設備(純額)	7,416	31,584
工具、器具及び備品	71,467	113,921
減価償却累計額	40,478	56,181
工具、器具及び備品(純額)	30,989	57,740
有形固定資産合計	38,406	89,325
無形固定資産		
のれん	62,744	52,934
商標権	12,928	17,568
顧客関連資産	212,005	194,138
技術資産	112,390	101,204
ソフトウェア	518,073	683,964
ソフトウェア仮勘定	104,231	193,222
その他	10,539	8,886
無形固定資産合計	1,032,913	1,251,919
投資その他の資産		
投資有価証券	79,799	35,884
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	162,680	-
破産更生債権等	8,827	4,621
長期前払費用	4,626	15,591
繰延税金資産	3,831	58,177
差入保証金	34,808	90,749
貸倒引当金	195,690	15,367
投資その他の資産合計	98,884	189,656
固定資産合計	1,170,204	1,530,901
資産合計	1,985,701	3,926,779

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 88,333	2 139,030
短期借入金	3 130,000	1, 3 400,000
1年内償還予定の社債	1 50,000	1 50,000
1年内返済予定の長期借入金	1 157,136	1 230,982
未払費用	48,064	72,233
未払法人税等	11,478	26,309
未払事業所税	-	664
未払消費税等	22,478	6,190
預り金	27,959	18,062
前受収益	11,678	11,411
事業整理損失引当金	7,124	3,216
製品保証引当金	6,133	-
流動負債合計	560,385	958,100
固定負債		
社債	1 120,000	1 70,000
長期借入金	1 386,418	1 211,840
固定負債合計	506,418	281,840
負債合計	1,066,803	1,239,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	801,000	1,558,228
資本剰余金		
資本準備金	801,000	758,228
その他資本剰余金	2,023,241	2,823,241
資本剰余金合計	2,824,241	3,581,469
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,706,246	2,453,104
利益剰余金合計	2,706,246	2,453,104
株主資本合計	918,994	2,686,592
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	97	246
評価・換算差額等合計	97	246
純資産合計	918,897	2,686,839
負債純資産合計	1,985,701	3,926,779

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1,370,375	2,032,532
売上原価	1 796,209	1,090,182
売上総利益	574,166	942,349
販売費及び一般管理費	2 431,460	2 685,405
営業利益	142,705	256,944
営業外収益		
受取利息	1 3,882	12
受取配当金	595	665
貸倒引当金戻入額	205	7,401
事業整理損失引当金戻入益	5,452	369
その他	108	63
営業外収益合計	10,243	8,511
営業外費用		
支払利息	23,289	10,520
株式交付費	14,494	16,380
上場関連費用	-	20,966
為替差損	1,054	315
その他	5,087	8,838
営業外費用合計	43,927	57,021
経常利益	109,022	208,434
特別利益		
投資有価証券売却益	-	30
抱合せ株式消滅差益	3 55,868	-
特別利益合計	55,868	30
特別損失		
投資有価証券評価損	12,312	-
固定資産除却損	4 345	4 4,482
海外展開整理損失	5 249,326	-
減損損失	6 12,905	6 163
その他	4,961	-
特別損失合計	279,851	4,645
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	114,960	203,819
法人税、住民税及び事業税	2,731	5,132
法人税等調整額	9,039	54,454
法人税等合計	11,770	49,322
当期純利益又は当期純損失()	126,731	253,141

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		176,399	22.1	227,713	20.9
労務費		87,341	11.0	208,299	19.1
経費		532,468	66.9	654,271	60.0
当期総売上原価		796,209	100.0	1,090,284	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		796,209		1,090,284	
期末仕掛品たな卸高		-		101	
当期売上原価		796,209		1,090,182	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
外注加工費(千円)	175,040	129,847
減価償却費(千円)	122,574	215,963
サーバー利用料(千円)	118,953	143,997

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	666,000	666,000	2,023,241	2,689,241	2,579,514	2,579,514	775,726
当期変動額							
新株の発行	135,000	135,000		135,000			270,000
当期純損失（ ）					126,731	126,731	126,731
準備金から剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	135,000	135,000	-	135,000	126,731	126,731	143,268
当期末残高	801,000	801,000	2,023,241	2,824,241	2,706,246	2,706,246	918,994

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	188	188	775,915
当期変動額			
新株の発行			270,000
当期純損失（ ）			126,731
準備金から剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	286	286	286
当期変動額合計	286	286	142,982
当期末残高	97	97	918,897

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	801,000	801,000	2,023,241	2,824,241	2,706,246	2,706,246	918,994
当期変動額							
新株の発行	757,228	757,228		757,228			1,514,456
当期純利益					253,141	253,141	253,141
準備金から剰余金への振替		800,000	800,000	-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	757,228	42,772	800,000	757,228	253,141	253,141	1,767,597
当期末残高	1,558,228	758,228	2,823,241	3,581,469	2,453,104	2,453,104	2,686,592

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	97	97	918,897
当期変動額			
新株の発行			1,514,456
当期純利益			253,141
準備金から剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	343	343	343
当期変動額合計	343	343	1,767,941
当期末残高	246	246	2,686,839

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	114,960	203,819
減価償却費	127,497	227,523
減損損失	32,957	163
のれん償却額	6,245	9,809
抱合せ株式消滅差損益(は益)	55,868	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,488	7,271
製品保証引当金の増減額(は減少)	6,133	6,133
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	7,886	3,818
受取利息及び受取配当金	4,477	677
支払利息	23,289	10,520
固定資産除売却損益(は益)	345	4,482
株式交付費	14,494	16,380
投資有価証券売却損益(は益)	-	30
投資有価証券評価損益(は益)	12,312	-
関係会社株式評価損	53,151	-
営業保証金の増減額(は増加)	5,910	4,045
売上債権の増減額(は増加)	201,762	7,479
たな卸資産の増減額(は増加)	2,077	1,198
その他の流動資産の増減額(は増加)	34,507	2,269
仕入債務の増減額(は減少)	80,824	50,697
その他の流動負債の増減額(は減少)	126,603	12,873
その他	881	9,695
小計	183,434	491,832
利息及び配当金の受取額	4,569	677
利息の支払額	21,993	9,764
法人税等の還付額	5,131	-
法人税等の支払額	1,757	2,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,485	480,014
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の解約による収入	1,171,491	-
有形固定資産の取得による支出	11,402	76,491
無形固定資産の取得による支出	191,168	434,892
投資有価証券の取得による支出	31,334	200
投資有価証券の売却による収入	-	35,850
関係会社株式の売却による収入	6,698	-
長期貸付金の回収による収入	36,572	2,631
敷金及び保証金の差入による支出	-	52,428
敷金及び保証金の回収による収入	-	91
その他	-	40
投資活動によるキャッシュ・フロー	980,855	525,398
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	220,000	270,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	149,310	200,732
社債の償還による支出	249,980	50,000
株式の発行による収入	255,505	1,501,969
上場関連費用の支出	-	1,101
財務活動によるキャッシュ・フロー	363,784	1,620,135
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	419,585	1,574,751
現金及び現金同等物の期首残高	405	460,422
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2 40,431	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 460,422	1 2,035,173

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年(社内における利用可能期間)
商標権、契約資産	10年
技術資産	10～15年
顧客関連資産	10～15年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

また、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 事業整理損失引当金

メディア事業のグローバル展開による成長を志向するこれまでの成長戦略から、国内のフィンテックソリューション事業分野を成長領域と捉える戦略への経営方針の転換に伴い、発生すると見込まれる事業整理損失のための費用を計上しております。なお、当事業年度において、当該費用の追加発生は認識しておりません。

(3) 製品保証引当金

製品保証に伴う支出に備えるため、損失見込額を計上しております。なお、当事業年度における計上額はありません。

7. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発売上の計上は、原則として以下の基準によっております。

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるソフトウェア開発工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
- (2) その他のソフトウェア開発工事完成基準を適用しております。

8. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、10年で均等償却しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」
（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

1. 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」700千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,831千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
現金及び預金	10,000千円	10,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	- 千円	300,000千円
長期借入金(1年内返済予定分を含む)	46,680	91,660
社債(1年内償還予定分を含む)	170,000	120,000
計	216,680	511,660

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
流動負債		
買掛金	4,253千円	4,121千円

3 当座貸越契約、貸出コミットメントライン契約及び財務制限条項

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、それぞれの未実行残高は次のとおりであります。

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
当座貸越及び貸出コミットメント総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000	400,000
差引	300,000	-

(2) 財務制限条項

上記の当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約について、下記のとおり財務制限条項が付されております。

当座貸越契約

契約締結日以降、貸借対照表の純資産の部の金額や損益計算書の営業利益から算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項の事由に該当しないこと。

貸出コミットメントライン契約

契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失としないようにすること。

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
関係会社からの仕入高	131,291千円	- 千円
関係会社からの受取利息	3,876	-

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4.4%、当事業年度11.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度95.6%、当事業年度88.6%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	91,200千円	97,440千円
給料及び手当	113,444	183,883
減価償却費	4,922	10,120
のれん償却費	6,245	9,809

- 3 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

抱合せ株式消滅差益は、連結子会社でありました株式会社エムサーフを吸収合併したことによるものであります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物附属設備	- 千円	3,772千円
工具、器具及び備品	345	709
計	345	4,482

- 5 海外展開整理損失

メディア事業のグローバル展開による成長を志向するこれまでの成長戦略から国内のフィンテックソリューション事業分野を成長領域と捉える戦略への経営方針の転換に伴い、保有する資産の減損、これまでに発生した海外展開関連費用、現時点で今後の発生が見込まれる海外展開整理のための関連費用を海外展開整理損失として計上しております。

なお、海外展開整理損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
海外企業の買収中止に伴う損失	167,949千円	- 千円
海外事業の縮小に伴う損失	61,324	-
海外展開向けソフトウェア資産を中心とした減損損失	20,052	-
計	249,326	-

6 減損損失

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所
海外展開用ソフトウェア資産	ソフトウェア	東京都千代田区
	ソフトウェア仮勘定	
遊休資産	ソフトウェア	東京都千代田区
	ソフトウェア仮勘定	
	商標権	

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

海外展開用ソフトウェア資産については、経営方針の転換により投資額の回収が見込めなくなったため、遊休資産については保有の見直しにより投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 減損損失の金額

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
ソフトウェア	11,052千円
ソフトウェア仮勘定	19,135
商標権	2,770
計	32,957

(注) 海外展開用ソフトウェア資産の減損損失20,052千円については、海外展開整理損失に含めて計上しております。

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として個別のサービスごとにグルーピングをしております。また、共用資産については、共用資産を含むより大きな単位で減損損失を認識しております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産及び遊休資産について、将来の使用が見込まれていないことから、使用価値をゼロとして認識しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所
遊休資産	ソフトウェア	東京都千代田区
	商標権	

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産については保有の見直しにより投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 減損損失の金額

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ソフトウェア	24千円
商標権	138
計	163

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として個別のサービスごとにグルーピングをしております。また、共用資産については、共用資産を含むより大きな単位で減損損失を認識しております。

(5) 回収可能価額の算定方法

遊休資産について、将来の使用が見込まれていないことから、使用価値をゼロとして認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	91,920	4,500	-	96,420
B種優先株式	17,000	-	-	17,000
合計	108,920	4,500	-	113,420
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式数の増加4,500株は、第三者割当増資による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	1,000	-	-	1,000	-
提出会社	第12回新株予約権	普通株式	652	-	-	652	-
提出会社	第14回転換社債型 新株予約権付社債 (注)	普通株式	3,333	-	3,333	-	-
合計		-	4,985	-	3,333	1,652	-

(注) 第14回転換社債型新株予約権付社債の減少要因は、償還によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.2.3.	96,420	12,881,480	-	12,977,900
B種優先株式（注）1.	17,000	-	17,000	-
合計	113,420	12,881,480	17,000	12,977,900
自己株式				
B種優先株式（注）1.	-	17,000	17,000	-
合計	-	17,000	17,000	-

(注) 1. 当社は、取締役会決議により、2018年12月31日付でB種優先株式17,000株を取得し、引換えに普通株式17,000株を交付するとともに、当社が取得したB種優先株式は同日付ですべて消却しております。

2. 当社は、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加12,881,480株は、B種優先株式の普通株式への引換による増加17,000株、株式分割による増加11,421,531株、新株発行による増加1,000,000株、第三者割当増資による増加412,949株、ストック・オプションの権利行使による増加30,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高 （千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
提出会社	第6回新株予約権	普通株式	1,000	99,000	-	100,000	-
提出会社	第12回新株予約権	普通株式	652	-	652	-	-
	合計	-	1,652	99,000	652	100,000	-

(注) 1. 第6回新株予約権の当事業年度増加は、2019年1月16日付の株式分割（1株につき100株）によるものであります。

2. 第12回新株予約権の当事業年度減少は、権利行使期間満了による新株予約権の消滅であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	470,422千円	2,045,173千円
担保に提供されている定期預金	10,000	10,000
現金及び現金同等物	460,422	2,035,173

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

2017年4月1日に吸収合併した株式会社マスチューン・インテレクチュアル・プロパティーズより承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	2,638千円
固定資産	2,921
資産合計	5,560
流動負債	4,709
固定負債	12,480
負債合計	17,189

なお、流動資産には現金及び現金同等物が2,054千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

2017年11月1日に吸収合併した株式会社エムサーフより承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	248,720千円
固定資産	484,235
資産合計	732,956
流動負債	411,191
固定負債	239,498
負債合計	650,690

なお、流動資産には現金及び現金同等物が38,376千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内	39,522千円	66,752千円
1年超	39,522	13,614
合計	79,045	80,367

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により、資金調達しています。

また、借入金と社債の用途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブ取引に関しては、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	470,422	470,422	-
(2) 売掛金	297,561	297,561	-
(3) 関係会社長期貸付金	162,680		
貸倒引当金()	162,680		
	-	-	-
資産計	767,983	767,983	-
(1) 短期借入金	130,000	130,000	-
(2) 1年内償還予定の社債	50,000	50,380	380
(3) 1年内返済予定の長期借入金	157,136	163,346	6,210
(4) 社債	120,000	119,345	654
(5) 長期借入金	386,418	381,503	4,914
負債計	843,554	844,576	1,022

() 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,045,173	2,045,173	-
(2) 売掛金	305,040	305,040	-
(3) 関係会社長期貸付金	-	-	-
資産計	2,350,214	2,350,214	-
(1) 短期借入金	400,000	400,000	-
(2) 1年内償還予定の社債	50,000	50,237	237
(3) 1年内返済予定の長期借入金	230,982	234,864	3,882
(4) 社債	70,000	69,748	251
(5) 長期借入金	211,840	209,077	2,762
負債計	962,822	963,928	1,106

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。なお、1年内返済予定である関係会社短期貸付金を含めて表示しております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内償還予定の社債、(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
投資有価証券及び関係会社株式

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	55,617	24,783
関係会社株式	0	0
転換社債	23,896	11,101
貸倒引当金()	23,896	10,746
小計	-	355
合計	55,617	25,138

これらについては、市場価格がない、或いは資金の回収期日を合理的に見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

前事業年度において、非上場株式について12,312千円、関係会社株式について53,151千円の減損処理を行っております。

() 転換社債に対して貸倒引当金を控除しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	470,422	-	-	-
売掛金	297,561	-	-	-
合計	767,983	-	-	-

関係会社長期貸付金162,680千円については、全額貸倒引当金を設定しており、返済予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,045,173	-	-	-
売掛金	305,040	-	-	-
合計	2,350,214	-	-	-

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	130,000	-	-	-	-	-
社債	50,000	50,000	50,000	20,000	-	-
長期借入金	157,136	221,674	124,916	39,828	-	-
合計	337,136	271,674	174,916	59,828	-	-

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
社債	50,000	50,000	20,000	-	-	-
長期借入金	230,982	133,508	48,388	20,016	9,928	-
合計	680,982	183,508	68,388	20,016	9,928	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、子会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、子会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年3月31日)

非上場株式及び非上場の転換社債(貸借対照表計上額は、非上場株式55,903千円、非上場の転換社債23,896千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

また、非上場の転換社債23,896千円については、全額貸倒引当金を設定しております。

当事業年度(2019年3月31日)

非上場株式及び非上場の転換社債(貸借対照表計上額は、非上場株式24,783千円、非上場の転換社債11,101千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

また、非上場の転換社債11,101千円に対して貸倒引当金10,746千円を計上しております。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	31,350	30	-
転換社債	4,500	-	-
合計	35,850	30	-

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、投資有価証券について12,312千円、関係会社株式について53,151千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により期末における1株当たり純資産額が取得原価に対して50%以上下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)4,393千円、当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)6,017千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年第7回 ストック・オプション	2015年第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 8名 完全子会社取締役 2名 完全子会社従業員 1名	当社従業員 28名 完全子会社取締役 1名 完全子会社従業員 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 1,040,000株	普通株式 89,500株
付与日	2015年6月25日	2015年6月25日
権利確定条件	新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者並びにその他これらに準ずる地位を有していること。 当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。
対象勤務期間	-	自 2015年6月25日 至 2017年6月26日
権利行使期間	2015年6月25日から無期限	自 2017年6月26日 至 2025年6月24日

	2015年第9回 ストック・オプション	2016年第10回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	子会社取締役 1名 子会社従業員 6名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 10,500株	普通株式 5,000株
付与日	2015年6月26日	2016年5月1日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者並びにその他これらに準ずる地位を有していること。</p> <p>当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p>	<p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p>
対象勤務期間	自 2015年6月26日 至 2017年6月27日	-
権利行使期間	自 2017年6月27日 至 2025年6月25日	2016年5月1日から無期限

	2017年第15回 ストック・オプション	2018年第16回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 30,000株	普通株式 182,500株
付与日	2017年10月30日	2018年7月20日
権利確定条件	<p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p>	<p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p>
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	2017年10月30日から無期限	2018年7月20日から無期限

	2018年第17回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 39名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 2	普通株式 16,300株
付与日	2018年7月20日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、社外協力者並びにその他これらに準ずる地位を有していること。</p> <p>当社普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p>
対象勤務期間	自 2018年7月20日 至 2020年7月18日
権利行使期間	自 2020年7月18日 至 2028年7月17日

(注) 1 . 完全子会社取締役、完全子会社従業員、子会社取締役、子会社従業員の記載は付与当時の状況であります。

2 . 株式数に換算して記載しております。なお、2019年1月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年第7回 ストック・オプション	2015年第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	805,000	67,900
権利確定	-	-
権利行使	30,000	-
失効	-	-
未行使残	775,000	67,900

	2015年第9回 ストック・オプション	2016年第10回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	10,000	5,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	10,000	5,000

	2017年第15回 ストック・オプション	2018年第16回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	182,500
失効	-	-
権利確定	-	182,500
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	30,000	-
権利確定	-	182,500
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	30,000	182,500

	2018年第17回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	16,300
失効	-
権利確定	-
未確定残	16,300
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2019年1月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2015年第7回 ストック・オプション	2015年第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)	1,327	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

	2015年第9回 ストック・オプション	2016年第10回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	500	500
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

	2017年第15回 ストック・オプション	2018年第16回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600	600
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

	2018年第17回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-

(注) 2019年1月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算出するために簿価純資産法を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 670,434千円

(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 24,810千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	434,492千円	380,182千円
減損損失及び減価償却超過額	86,295	58,361
貸倒引当金	59,920	5,121
製品保証引当金	1,878	-
事業整理損失引当金	2,181	984
投資有価証券評価損	5,256	5,256
子会社株式評価損	90,613	85,360
その他	5,350	8,512
繰延税金資産小計	685,988	543,780
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	375,209
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	71,452
評価性引当額小計(注)1	623,397	446,662
繰延税金資産合計	62,590	97,118
繰延税金負債		
負債調整勘定	31,436	15,718
無形固定資産	27,322	23,113
有価証券評価差額金	-	108
繰延税金負債合計	58,759	38,940
繰延税金資産の純額	3,831	58,177

(注)1. 評価性引当額が前事業年度より176,735千円減少しております。この減少の主な要因は、当事業年度末に税務上の欠損金の繰越期限切れがあったことにより評価性引当額58,883千円を認識しなくなったこと及び、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額120,107千円を認識しなくなったことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	11,520	3,421	-	2,267	45,027	317,945	380,182
評価性引当額	11,520	3,421	-	-	42,322	317,945	375,209
繰延税金資産	-	-	-	2,267	2,705	-	(2)4,973

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金380,182千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産4,973千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
寄付金損金不算入額	33.0	-
交際費等損金不算入額	1.2	1.9
住民税等均等割	2.4	2.5
のれんの償却額	1.7	-
抱合せ株式消滅差益	15.0	-
評価性引当額の増減	16.9	59.3
その他	0.9	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.2	24.2

(持分法損益等)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	0千円	-千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-	-
持分法を適用した場合の投資利益の金額	-	-

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。なお、簡便的な敷金償却の方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社の報告セグメントは「メディア事業」「ソリューション事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

メディア事業

メディア事業は、「みんなの株式」、「株探(Kabutan)」等、当社が提供を行う投資家向け情報サイト及び当社が業務提携によりサイト運営の一翼を担うサービスから得られる収益、並びに一部サイトにおいて提供する有料サービスから得られる課金収益を計上しております。

ソリューション事業

ソリューション事業は、メディア事業で培ったノウハウを活用したAIにより自動生成させる様々なソフトウェアや、サイト上で収集したクラウドインプットデータ等に加工を施した情報系フィンテックソリューションを第三者に提供するASPサービス、それに付随するソフトウェア開発業務並びにその保守・運営業務等から得られる収益を計上しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、3、 4、5	財務諸表計上額 (注)2
	メディア事業	ソリューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	761,883	608,491	1,370,375	-	1,370,375
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	761,883	608,491	1,370,375	-	1,370,375
セグメント利益	164,254	250,280	414,534	271,829	142,705
セグメント資産	435,777	805,862	1,241,640	744,060	1,985,701
その他の項目					
減価償却費	71,850	50,723	122,574	4,922	127,497
のれんの償却額	3,698	2,546	6,245	-	6,245
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	128,985	64,055	193,041	9,530	202,571

(注)1. セグメント利益の調整額 271,829千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益(のれん償却後)と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額744,060千円は、主に全社及び管理部門に係る資産であります。

4. 減価償却費の調整額は、主に全社資産及び管理部門に係る費用の増加であります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に全社資産及び管理部門に係る資産の増加であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1、3、 4、5	財務諸表計上額 (注) 2
	メディア事業	ソリューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	953,550	1,078,982	2,032,532	-	2,032,532
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	953,550	1,078,982	2,032,532	-	2,032,532
セグメント利益	294,711	340,802	635,514	378,570	256,944
セグメント資産	672,066	854,187	1,526,253	2,400,525	3,926,779
その他の項目					
減価償却費	72,113	102,607	174,721	52,801	227,523
のれんの償却額	3,698	6,110	9,809	-	9,809
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	260,661	183,240	443,901	67,481	511,383

(注) 1. セグメント利益の調整額 378,570千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益（のれん償却後）と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額2,400,525千円は、主に全社及び管理部門等に係る資産であります。

4. 減価償却費の調整額は、主に全社資産及び管理部門に係る費用の増加であります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に全社資産及び管理部門に係る資産の増加であります。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
1,136,569	233,205	600	1,370,375

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Google Inc.	219,097	メディア事業
(株)ジェーピーツーワン	204,239	メディア事業

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
1,772,786	259,645	99	2,032,532

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)インタースペース	374,564	メディア事業
Google Inc.	220,540	メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	ソリューション事業	全社・消去	合計
減損損失	32,329	206	421	32,957

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	ソリューション事業	全社・消去	合計
減損損失	138	24	-	163

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	ソリューション事業	全社・消去	合計
当期償却額	3,698	2,546	-	6,245
当期末残高	24,043	38,701	-	62,744

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	メディア事業	ソリューション事業	全社・消去	合計
当期償却額	3,698	6,110	-	9,809
当期末残高	20,344	32,590	-	52,934

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株エムサーフ (注)4	東京都 千代田区	10,000	ソフトウェア 開発	(所有) 直接100	役員の兼任 従業員の兼任	資金の貸付 利息の受取	3,876		
	sharewise GmbH	ドイツ ミュンヘン	7,450 (56千 ユーロ)	ソフトウェア 開発	(所有) 直接100	役員の兼任	ソフトウェア 開発業務 委託 (注)2(2)	19,135	買掛金	2,853
	UPDOWN FINANCIAL TECHNOLOGIES INC.	カナダ バンクー バー	17,154 (200千カ ナダドル)	事業投資目 的の持株会 社	(所有) 直接100	役員の兼任	資金の貸付 (注)2(1)(2)		関係会社 長期貸付金	162,680
関連 会社	CAIKU LIMITED(注)3	イギリス領 ケイマン諸 島	362,444 (3,821千 米ドル)	ウェブサイ トの運用	(所有) 直接 35.86	資金の貸付	債権の放棄	115,005		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) UPDOWN FINANCIAL TECHNOLOGIES INC. に対する資金の貸し付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度における貸付利息については、「金融商品に関する会計基準 第28項(注9)」により、未収利息を計上しておりません。なお、関係会社長期貸付金に対して貸倒引当金162,680千円を計上しております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

3. 当社が保有するCAIKU LIMITEDの株式の全てを2017年6月30日付で売却しております。当該取引により同社は関連当事者に該当しなくなり、上記議決権等の所有割合および関連当事者との関係は関連当事者に該当していた時点での割合を、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。債権の放棄については、当該株式の売却に伴い行ったものであります。

なお、当事業年度における貸付利息について、未収利息を計上しておりません。

4. 株式会社エムサーフは2017年11月1日付で当社に吸収合併されました。当該取引により同社は消滅したため関連当事者に該当しなくなり、上記議決権等の所有割合および関連当事者との関係は関連当事者に該当していた時点での割合を、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	sharewise GmbH (注)3	ドイツ ミュンヘン	7,450 (56千ユー ロ)	ソフトウェア 開発	(所有) 直接100	ソフトウェア 保守・開発業 務委託 経費の立替	ソフトウェア 保守業務 委託(注)2	-	買掛金	1,400
							ソフトウェア 開発業務 委託(注)2	-	買掛金	2,721
							経費の立替	-	立替金	54
UPDOWN FINANCIAL TECHNOLOGIES INC. (注)4	カナダ バンクー バー	17,154 (200千カ ナダドル)	事業投資目 的の持株会 社	(所有) 直接100	資金の貸付	債権の放棄	161,810	-	-	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

3. 連結子会社であったsharewise GmbH (ドイツ) は、現在清算手続き中であり、当社が保有している同社宛の債権債務の全てを、同社の清算手続き完了時に精算する予定であります。
4. 連結子会社であったUPDOWN FINANCIAL TECHNOLOGIES INC. (カナダ) は、2018年8月24日付にて清算を結了しております。これにより同社は関連当事者に該当しなくなり、上記議決権等の所有割合および関連当事者との関係は関連当事者に該当していた時点での割合を、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。債権の放棄については、同社の清算に伴い行ったものであり、本処理により発生する損失は過去事業年度に全額を見積り、計上済であるため、当事業年度に計上される損失はありません。なお、当事業年度における貸付利息については、「金融商品に関する会計基準 第28項(注9)」により、未収利息を計上しておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	瓜生 憲			当社代表取締役	(被所有) 直接7.71	当社の金融機関借入に対する債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証 (注)2(1)(2)(3)	388,854		
役員	伴 将行			当社取締役		当社の金融機関借入に対する債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証 (注)2(2)(3)	46,680		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の金融機関からの借入金に対して、当社代表取締役瓜生憲より連帯保証を受けております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (2) 当事業年度において実施された、当社を存続会社とする株式会社エムサーフとの吸収合併に伴い引き継いだ金融機関からの借入金に対して、当社代表取締役瓜生憲と、取締役伴将行より連帯保証を受けております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (3) 取引条件及び取引条件の決定方針等に関しましては一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	10.49円	207.03円
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()	11.51円	22.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額	- 円	20.84円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は2019年3月19日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から2019年3月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 純資産の部の合計額よりB種優先株式の払込金額を控除した金額を、普通株式の期末発行済株式数で除して、前事業年度の1株当たり純資産額を算定しております。

4. 当社は2018年12月14日開催の取締役会の決議に基づき、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	918,897	2,686,839
純資産の部の合計額から控除する金 額(千円)	1,020,000	-
(うち、B種優先株式(千円))	(1,020,000)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	101,102	2,686,839
1株当たり純資産額の算定に用いら れた普通株式の数(株)	9,642,000	12,977,900

6. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()		
当期純利益金額又は当期純損失金 額()(千円)	126,731	253,141
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又 は当期純損失金額() (千円)	126,731	253,141
普通株式の期中平均株式数 (株)()	11,007,890 (うち普通株式数) 9,307,890 (うちB種優先株式数) 1,700,000	11,486,965 (うち普通株式数) 10,210,801 (うちB種優先株式数) 1,276,164
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	661,724
(うち新株予約権(株))	(-)	(661,724)
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり当期純利益金額 の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権 7種類 (新株予約権 10,771個、目的 となる株式数 1,077,100株) なお、新株予約権の概要は、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権 等の状況 ストック・オブ ション制度の内容」に記載のと おりであります。	-

当社の発行しているB種優先株式は、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	14,393	30,172	4,872	39,694	8,109	2,232	31,584
工具、器具及び備品	71,467	46,318	3,864	113,921	56,181	18,818	57,740
有形固定資産計	85,861	76,491	8,736	153,615	64,290	21,050	89,325
無形固定資産							
のれん	98,096	-	-	98,096	45,162	9,809	52,934
商標権	15,165	6,825	169 (138)	21,821	4,253	2,047	17,568
顧客関連資産	258,814	-	-	258,814	64,676	17,867	194,138
技術資産	145,225	-	-	145,225	44,020	11,185	101,204
契約資産	16,526	-	-	16,526	7,712	1,652	8,814
電話加入権	72	-	-	72	-	-	72
ソフトウェア	939,971	339,075	7,443 (24)	1,271,604	587,640	173,160	683,964
ソフトウェア仮勘定	104,231	365,343	276,351	193,222	-	-	193,222
無形固定資産計	1,578,105	711,244	283,964 (163)	2,005,385	753,465	215,723	1,251,919
長期前払費用	-	-	-	15,591	-	-	15,591

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額に基づいております。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の金額であります。

3. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) ソフトウェアの増加額

トレードマスター225/基幹システム・戦略シート仕様書 61,500千円

4. 長期前払費用の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2016年 3月25日	30,000	20,000 (10,000)	0.31	有	2021年 3月25日
第2回無担保社債	2016年 9月26日	140,000	100,000 (40,000)	0.35	有	2021年 9月24日
合計	-	170,000	120,000 (50,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年内償還予定額であります。

2. 決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内償還予定の社債	50,000	-	-	-	-	-
社債	-	50,000	20,000	-	-	-
合計	50,000	50,000	20,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130,000	400,000	1.15	-
1年内返済予定の長期借入金	157,136	230,982	1.48	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借 入金を除く。)	386,418	211,840	1.48	2023年9月
合計	673,554	842,822	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額は以下のとおり
であります。

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借 入金	230,982	-	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返 済予定の長期借入金を除 く)	-	133,508	48,388	20,016	9,928	-
合計	630,982	133,508	48,388	20,016	9,928	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	197,016	3,293	177,661	5,922	16,726
事業整理損失引当金	7,124	-	3,307	600	3,216
製品保証引当金	6,133	-	6,133	-	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額1,325千円及び、債権額確定による戻入額4,596千円であります。

2. 事業整理損失引当金の「当期減少額(その他)」は、期首事業整理損失引当金見積額と実績額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	2,035,173
定期預金	10,000
小計	2,045,173
合計	2,045,173

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)インタースペース	69,660
(株)オウケイウェイヴ	54,000
(株)SBI証券	31,075
日本電子計算(株)	27,000
Google Inc.	22,208
その他	101,097
合計	305,040

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
297,561	2,006,338	1,998,859	305,040	86.76	54

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

区分	金額(千円)
ソフトウェア	101
合計	101

二．貯蔵品

区分	金額（千円）
切手	6
営業用パンフレット	1,098
その他	2
合計	1,107

流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
日本電子計算(株)	24,840
データスタジアム(株)	20,520
(株)ピート・オン・システム	7,581
MaiSiTeng Technologies WuHan Co.,Ltd.	6,609
クラスメソッド(株)	6,561
その他	72,917
合計	139,030

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高（千円）	-	-	1,419,304	2,032,532
税引前四半期（当期）純利益金額（千円）	-	-	126,387	203,819
四半期（当期）純利益金額（千円）	-	-	111,185	253,141
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	-	-	9.75	22.04

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（円）	-	-	5.69	12.11

(注) 1. 当社は、2019年3月19日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.minkabu.co.jp/aboutus
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2019年2月14日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2019年2月28日及び2019年3月11日関東財務局長に提出。

2019年2月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。